楽曲目録

1 楽 曲 名 Awapuhi Sweet (アワプヒ・スウィート)

作 曲 者 原告

作 詞 者 ピター・アルクイーザ

楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル1 「Awapuhi Sweet」収録の とおり

2 楽 曲 名 Ka Pua Loke Mae Ole (カ・プア・ロケ・マエ・オレ)

作 曲 者 原告

作 詞 者 原告

楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル2「Ka Pua Loke Mae Ole」 収録のとおり

3 楽 曲 名 E Kaimana' alohi (エ・カイマナ・アロキ)

作 曲 者 原告

作 詞 者 原告

楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル3「E Kaimana'alohi」収 録のとおり

以上

本件振付け6に関する主張対比表

1.

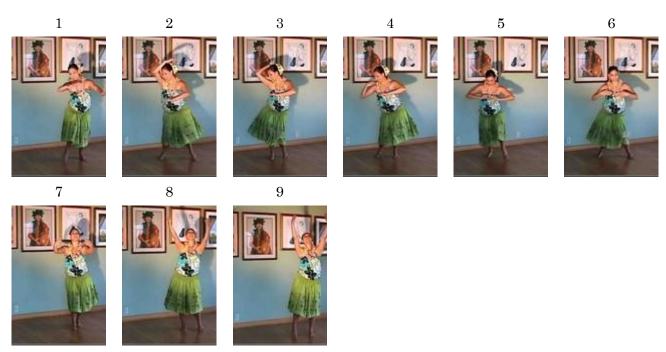
1 2 3 4 5 6

1 2 3 4 5 6

7 8 9

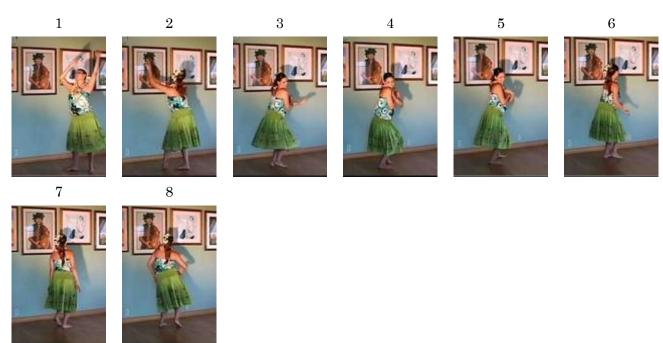
歌詞	原告の主張	被告の主張
'Auhea wale ana	'Auhea の部分の振付けで、本件振付け	(3~5) 'Auhea の部分の振付けで, 甲 2
'oe (アウヘア ヴ	6は、体の向きを左前から右前に動かす	5の他の振付け及び乙12の振付けの
アレ アナ オエ)	にあたり、右腕を掌を下に向け額の前に	いずれも,本件振付け6と同様,片方
	かざし、わきを開いて左腕を肘を曲げて	の手のひらを額にかざし、遠方を見る
	胸の前に持ち上げて水平に置いている	姿態を取っている。
	点で、他の振付けとは異なる。	「わきを開いて左腕を肘を曲げて胸の
		前に持ち上げて水平に置いている」点
		は、振付けの枢要部分ではなく、あら
		ゆる舞踊においてありふれた動作であ
		る。
		(8~9) 'oe の部分の振付けで, 甲25の
		他の振付け及び乙12の振付けのいず

	れも、本件振付け6と同様、手を身体
	の斜め前に差し出しているところ,こ
	れは, 'oe に対応するハンドモーション
	である。
	(1~9)「右足と左足を交互に2歩ずつ」
	右ないし左に「踏みだし移動する」ス
	テップは、カホロという左右に移動す
	る既存の基本ステップである。



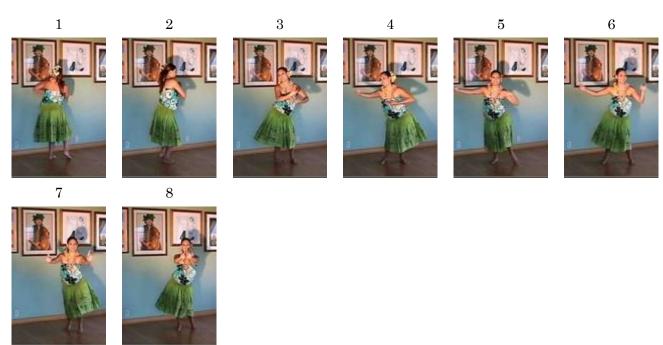
歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei o ka pō		(2~4)Ku'u lei の部分の振付けで, 甲2
(クウ レイ		5の他の振付け及び乙12の振付けの
オ カ ポー)		いずれも,本件振付け6と同様,頭部
		上方から、首に花の輪を掛けるように
		して,肩まで手を下ろし,花輪に触れ
		るところ,これは,leiに対応するハン
		ドモーションである。
	o ka pō の部分の振付けで、甲25の左	(7~9)pō の部分の振付けで, 甲25の他
	下及び右下の振付けでは頭の上に掲げ	の振付け及び乙12の振付けのいずれ
	た両手の掌が同じ向き(前方やや斜め	も,本件振付け6と同様,両手を斜め
	上) に揃えられているのに対し, 本件振	上に挙げる動作を行うところ、これは、
	付け6は、両手の掌をいずれも内側へ向	pō に対応するハンドモーションであ
	けている。	る。掌の向きは、振付けの枢要部分で
		はない。
		(1~9) 「右足と左足を交互に2歩ずつ」
		右ないし左に「踏みだし移動する」ス
		テップは, カホロという左右に移動す

	る既存の基本ステップである。

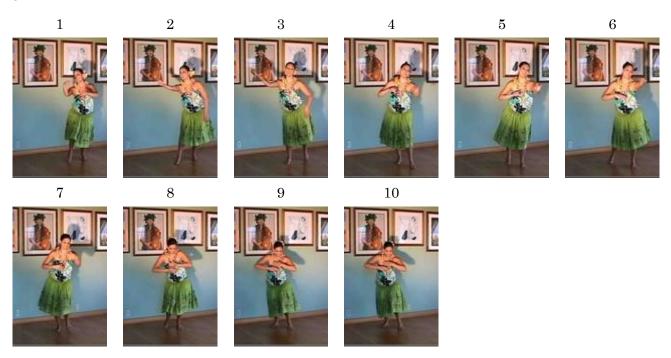


歌詞		被告の主張
Pō anu ho ʻokahi	Pō anu の部分の振付けで、甲25の他	(1~2)pō の部分の振付けで, 甲25の他
no au(ポー アヌ	の振付けは正面又は斜め前を向いたま	の振付け及び乙12の振付けのいずれ
ホオカヒ ノ ヴ	まで動作を行っているのに対し,本件振	も,本件振付け6と同様,両手を斜め
アウ)	付け6は、両腕を下ろして胸の前で交差	上に挙げる動作を行うところ、これは、
	させる一連の動作を、右に270度ター	pō に対応するハンドモーションであ
	ンするステップの中で行っている。	る。
		(4~5)anu の部分の振付けで,甲25の
		他の振付け及び乙12の振付けのいず
		れも,本件振付け6と同様,両腕を胸
		の前で、交差させる。
		「右に270度ターンするステップ」
		は, クオーターカホロというステップ
		である。
	ho 'okahi no au の部分の振付けで, 本件	(6~8) 両手を伸ばして下ろすという動
	振付けは, 両腕を伸ばしきるまで下ろし	作が,ho ʻokahi no au の部分の振付け
	ながら左斜め後ろへ左足右足を交互に	であるとしても、舞踊においてありふ

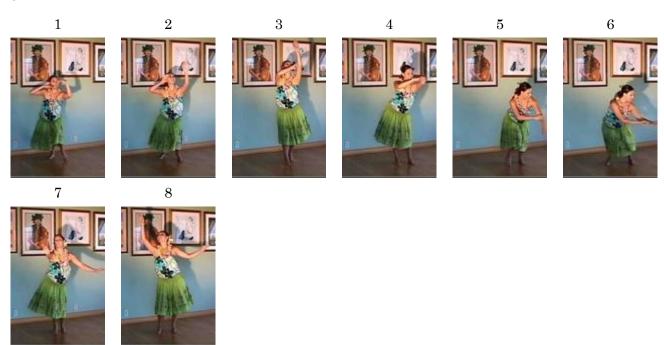
2歩ずつ前進する(聴衆と反対の方向へ	れた動作である。
歩いていく) 点で, 他の振付けとは異な	
る。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,		(1~4)Sweetheart mine の部分の振付
E pili mai(スウィ		けで、甲25の右上及び乙12の振付
ートハート マイ		けのいずれも、本件振付け6と同様、
ンエピリマ		手で自分の胸を包み込むような動作を
イ)		する。
	E pili mai の部分の振付けで,本件振付	(5~8) E pili mai の部分の振付けにおけ
	け6は、両手の人差し指を立てて両腕を	る本件振付け6は、他の楽曲において、
	体の外側へ伸ばし, 両腕を伸ばしたま	pili に対応するハンドモーションとし
	ま、同時に体の前方へ持ってきて、胸の	て用いられているものである(乙21,
	前で両手をくっつける点で,他の振付け	22)。
	とは異なる。	

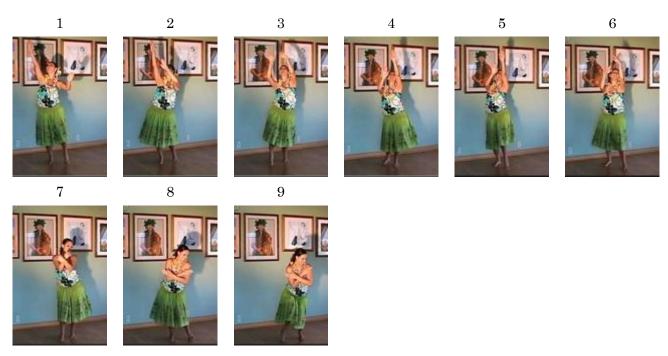


歌詞	原告の主張	被告の主張
Inā 'o 'oe a 'o au		(1~6) 'oe の部分の振付けで, 甲25の
(イナ オ オエ		他の振付け及び乙12の振付けのいず
ア オ ヴァウ)		れも,本件振付け6と同様,手を身体
		の斜め前に差し出しているところ,こ
		れは, 'oe に対応するハンドモーション
		である。
		(7~10)au の部分の振付けで、甲25の
		他の振付けのいずれも,本件振付け6
		と同様,両肘を曲げ,腕の前で掌を自
		分の方に向けているところ, これは,
		au に対応するハンドモーションであ
		る。

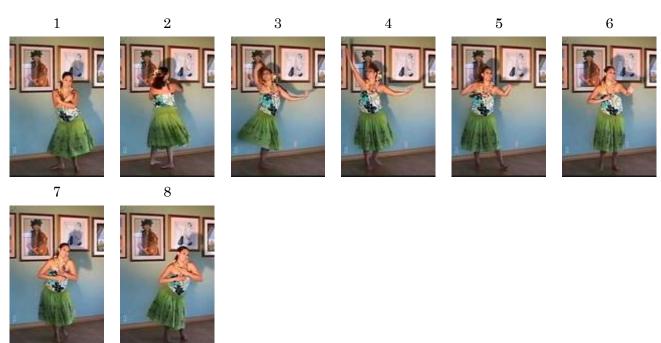


歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ike i ke ahi o		(1~3) 'Ike i ke の部分の振付けで, 甲
Makana (イケ		25の左下及び右下の振付けはいずれ
イケアヒオ		も、本件振付け6と同様、手を目の横
マカナ)		に添え、もう片方の手を伸ばすところ、
		これは, ike に対応するハンドモーショ
		ンである。
	ahi o Makana の部分の振付けで、本件	(7~8)Makana の部分の振付けで, 乙 1
	振付け6は、掌を下にして右手を右目の	2の振付けは、片方の手を上げ、もう
	横に添えて顔とともに左斜め上に向け,	片方の手を水平に移動させているとこ
	左手は左斜め上へ掌を下にしてまっす	ろ、これは、地名に対応するハンドモ
	ぐ伸ばし、その後、伸ばした左手の肘付	ーションである。
	近に右手を添え, 左手の手首を下に曲げ	
	て左腕を伸ばしたまま左斜め上から左	
	斜め下までやや勢いよく降ろしていき,	
	左腕を降ろすと同時に腰を落としてや	
	や姿勢を低くし、さらに、姿勢を低くし	
	たまま両手を少し曲げた状態で胸の前	
	で揃え、両手の掌で一度波打たせ、続い	

て腰を上げて伸び上がりながら, 左腕を	
伸ばした状態で体の横のやや斜め下、右	
腕も伸ばした状態でやや斜め上へ持っ	
て行き, 再び両手の掌を一度波打たせる	
点で、他の振付けとは異なる。	

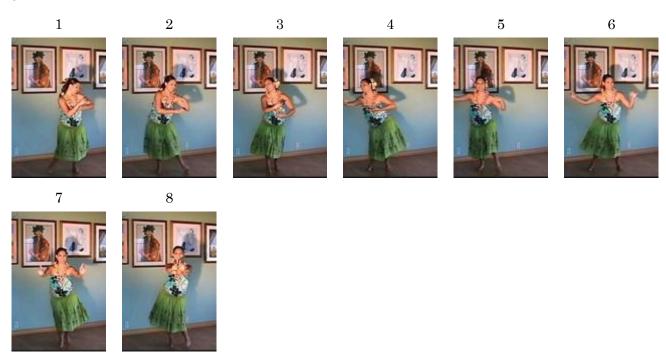


歌詞	原告の主張	被告の主張
He makana ia na	He makana ia の部分の振付けで、掌を	(1~6) He makana ia の部分の振付け
ke aloha (^ マ	正面に開いたまま右腕を右斜め上にま	で、本件振付け6は、手を上げるとこ
カナ イア ナ	っすぐ伸ばし,同じく掌を正面に開いた	ろ, 山ないし高い場所を表現するため
ケ アロハ)	まま左腕をやや曲げ気味で右腕に添う	に手を上げるという動作は, 舞踊一般
	様に置き, 右腕を曲げると同時に左腕を	においてありふれたものである。
	伸ばすことで両手の高さを入れ替える	
	点で,他の振付けとは異なる。	
		(7~9)aloha の部分の振付けで, 乙12
		の振付けも、本件振付け6と同様、両
		手を胸の前で交差させる動作を取ると
		ころ, これは, aloha に対応するハンド
		モーションである。

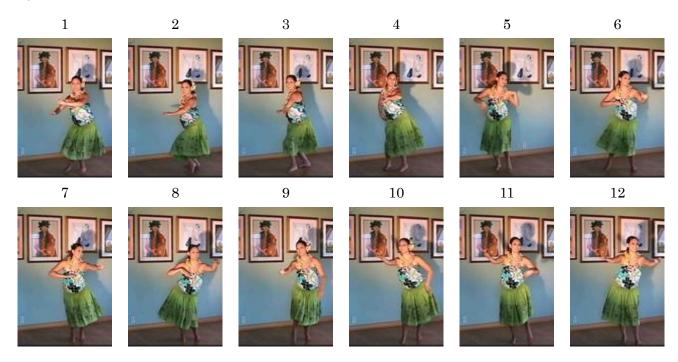


歌詞	原告の主張	被告の主張
No nā kau a kau, 'o	No nā kau a kau の部分の振付けで,右	(2~4) No nā kau a kau の部分の振付け
'oe a 'o au (ノ ナ	足左足を交互に2歩ずつ出して右に3	で、甲25の左下及び右下の振付けは
カウ ア カウ	60度ターンしながら、右腕を右斜め上	いずれも,本件振付け6と同様,片方
オオエアオ	に、左腕を体の左側へ、それぞれ伸ばし	の腕を上に、もう片方の腕を水平にす
ヴァウ)	ていく点で,他の振付けとは異なる。	る。「右足左足を交互に2歩ずつ出して
		右に360度ターン」するのは、スピ
		ンターンである。
		(5~6) 'oe の部分の振付けで,甲25の
		右上及び乙12の振付けのいずれも,
		本件振付け6と同様,手を身体の斜め
		前に差し出しているところ,これは,
		'oe に対応するハンドモーションであ
		る。
		(7~8)au の部分の振付けで, 甲 2 5 の他
		の振付け及び乙12の振付けのいずれ
		も、本件振付け6と同様、両肘を曲げ
		て、胸の前で手のひらを自分の方へ向

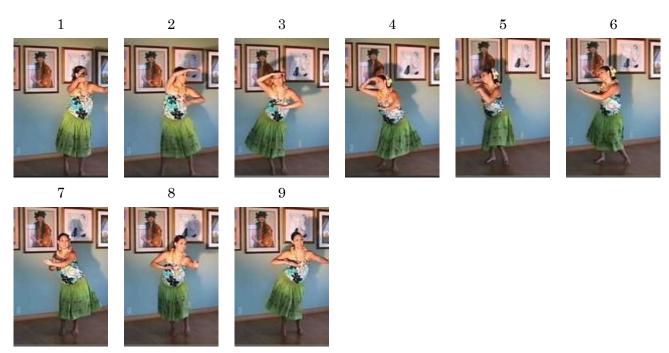
	ける動作をしている。
	17 0 23/11 6 0 (1 00



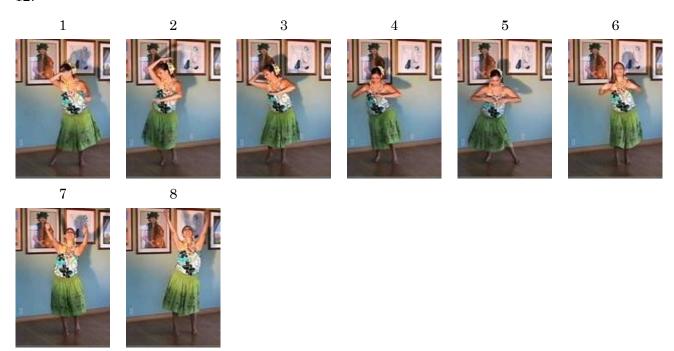
歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,	上記4と同様	上記4と同様
E pili mai(スウィ		
ートハート マイ		
ンエピリマ		
イ)		



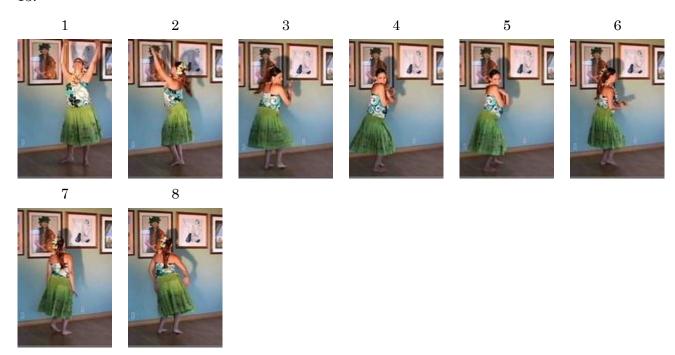
歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		(1~12)甲25の左下及び右下の振付け
		のいずれも、片方の手を体の斜め前に
		置いて,掌を下に向け,もう片方の手
		を肘を曲げて胸の前に置くという動作
		を,左右の手を入れ替えて交互に行う
		ところ、これは、間奏に対応するハン
		ドモーションである。



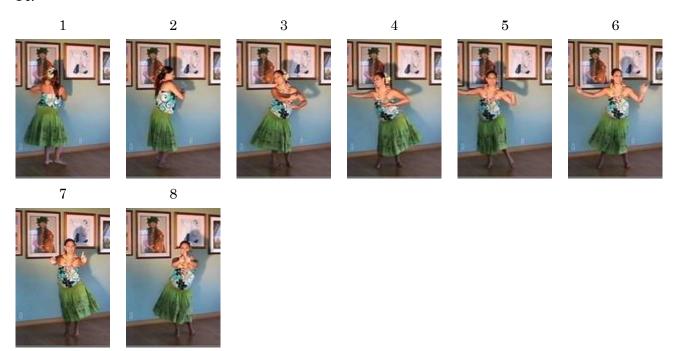
歌詞	原告の主張	被告の主張
'Auhea wale ana	上記1と同様	上記1と同様
'oe (アウヘア ヴ		
ァレ アナ オエ)		



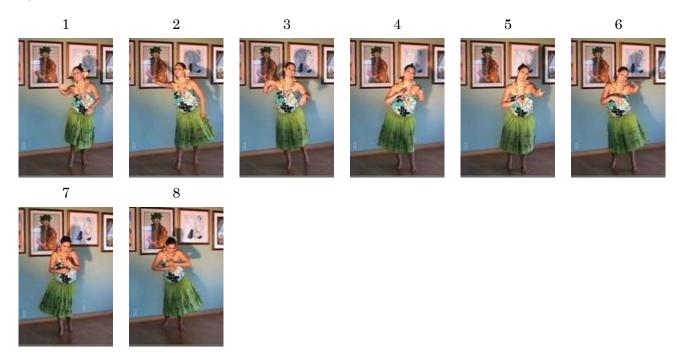
歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei o ka pō	上記2と同様	上記2と同様
(クウ レイ		
オ カ ポー)		



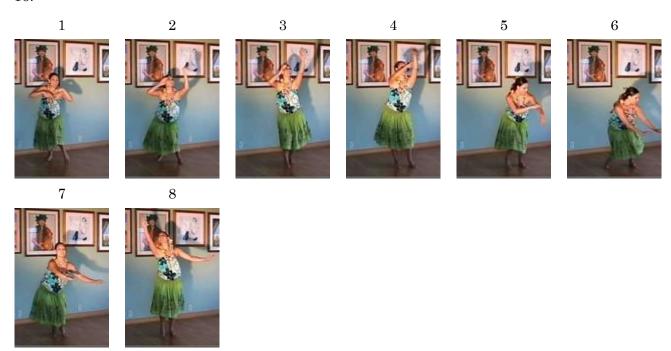
歌詞	原告の主張	被告の主張
Pō anu ho ʻokahi	上記3と同様	上記3と同様
no au (ポー アヌ		
ホオカヒ ノ ヴ		
アウ)		



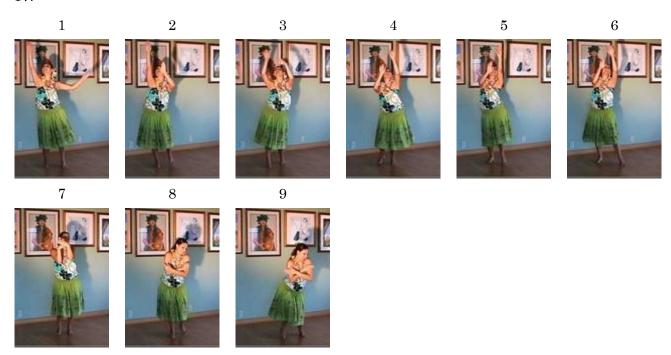
歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,	上記4と同様	上記4と同様
E pili mai(スウィ		
ートハート マイ		
ンエピリマ		
イ)		



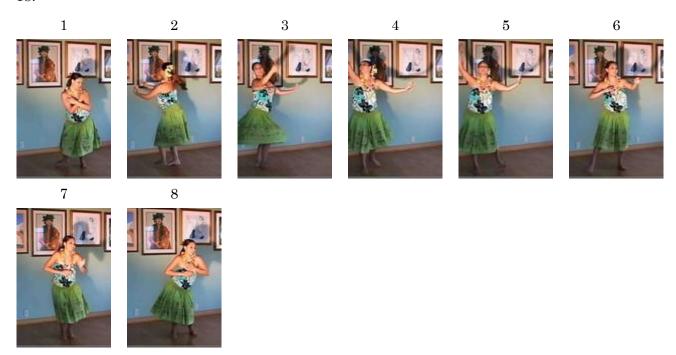
歌詞	原告の主張	被告の主張
Inā 'o 'oe a 'o au	上記5と同様	上記5と同様
(イナ オ オエ		
アオヴァウ)		



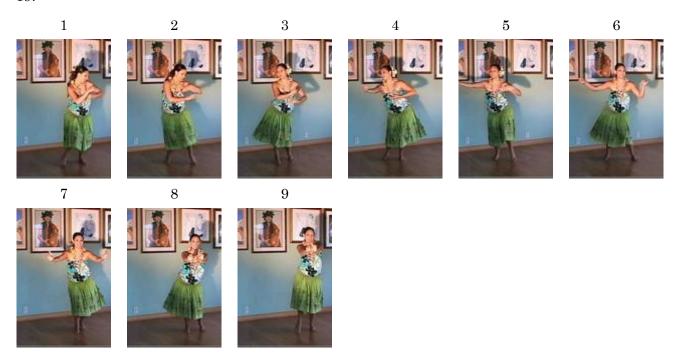
歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ike i ke ahi o	上記6と同様	上記6と同様
Makana (イケ		
イケアヒオ		
マカナ)		



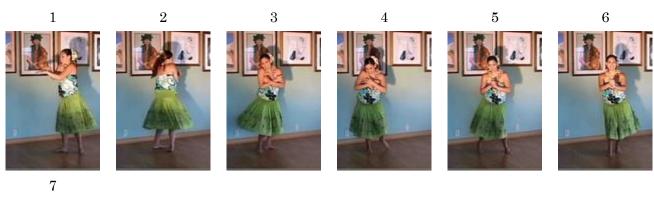
歌詞	原告の主張	被告の主張
He makana ia na	上記7と同様	上記7と同様
ke aloha (^ マ		
カナ イア ナ		
ケ アロハ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
No nā kau a kau, 'o	上記8と同様	上記8と同様
'oe a 'o au (ノ ナ		
カウ ア カウ		
オオエアオ		
ヴァウ)		

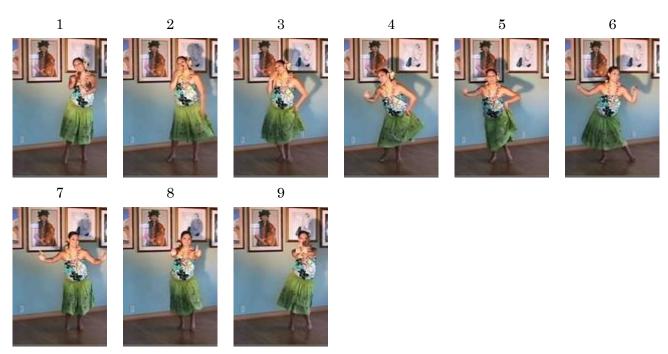


歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,	上記9と同様	上記9と同様
E pili mai (スウィ		
ートハート マイ		
ンエピリマ		
イ)		

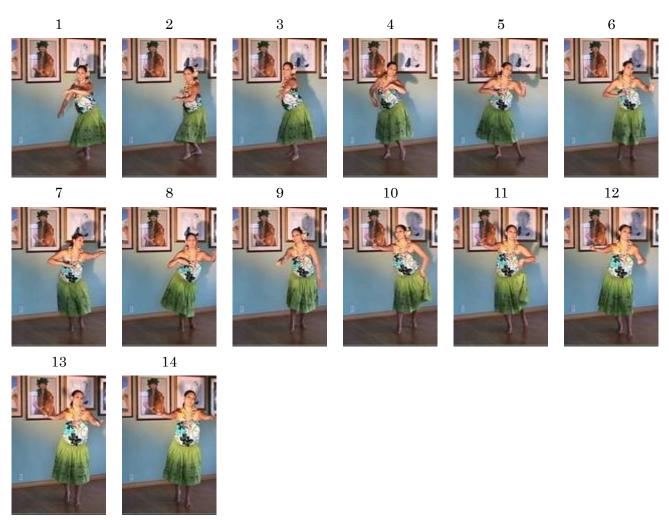




歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,	Sweetheart mine の部分の振付けで、両	(2~5) Sweetheart mine の部分の振付
E pili mai	手の掌を内向きにして胸の前で交差さ	けで、甲25の左下及び右下の振付け
(スウィートハー	せる動作を,右足左足を交互に2歩ずつ	のいずれも, 両手を胸の前で交差させ
トマインエ	出して右に360度ターンしながら行	る。「右足左足を交互に2歩ずつ出して
ピリ マイ)	う点で、他の振付けとは異なる。	右に360度ターン」するのは、スピ
		ンターンである。
	E pili mai の部分の振付けで、体の前で	(5~8) E pili mai の部分の振付けで,本
	両手の掌を互いに握りしめ、その状態で	件振付け6は,他の楽曲において,pili
	両腕をまっすぐ水平に胸の前方へ伸ば	に対応するハンドモーションとして用
	していく点で,他の振付けとは異なる。	いられているものである(乙21,2
		2)。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine,	Sweetheart mine の部分の振付けで、右	(1~4)Sweetheart mine の部分の振付け
E pili mai	肘を曲げ、掌を内側にして人指し指・中	で、キスを投げる仕草をするところ、
(エ スウィート	指の先の辺りを一度口に当て、その後、	愛する人を表現するのにキスを投げる
ハート マイン	掌を上にして右斜め前へゆっくりと右	仕草をすることは、ありふれた表現で
エ ピリ マイ)	腕を伸ばす点で、他の振付けとは異な	ある。
	る。	
	E pili mai の部分の振付けについては,	(5~9) E pili mai の部分の振付けで,原
	上記4と同様。	告の振付けは,他の楽曲において,pili
		に対応するハンドモーションとして用
		いられているものである(乙21,2
		2)。



歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		(1~14)甲25の左下及び右下の振付け
		はいずれも、本件振付け6と同様、片
		方の手を体の斜め前に置いて, 手のひ
		らをしたに向け、もう片方の手の肘を
		曲げて胸の前に置くという動作を、左
		右の手を入れ替えて交互に行う。

以上

(別紙)

本件振付け11に関する主張対比表

1.

歌詞	原告の主張	被告の主張
イントロ		フラダンスにおけるありふれた動作で
		ある。

1 2 3 4 5











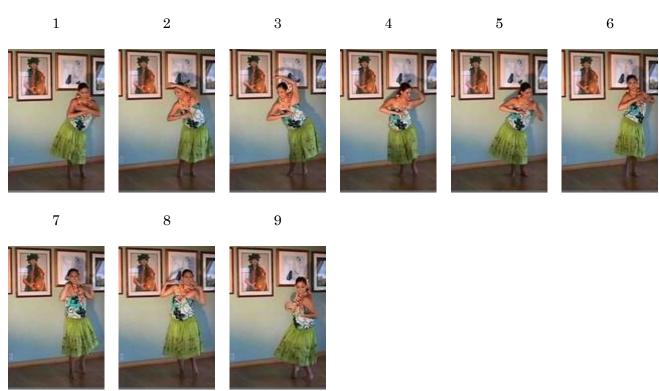


7 8





歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku'u pili aloha	E ku'u pili の部分の振付けで, 甲26の	(1~3)肘を曲げて片方の手を胸の前に置
(エ クウ ピリ	他の振付けではいずれも, 両腕を同時に	き、もう片方の腕を胸の高さで伸ばす
アロハ)	体の前に持って来ているのに対し,本件	という動作は,フラダンスではありふ
	振付け11は、まず、左肘を曲げて左手	れた動作である。
	の掌を内側に向け左胸の前に置きつつ、	(4~8)甲26の他の振付けはいずれも,
	右腕のみを掌を上にして胸の高さで右	本件振付け11と同様、両手を握り合
	斜め前にまっすぐ伸ばしていき, その後	わせ、胸の前に持って行き、その後両
	に右腕と左腕をともに正面へ伸ばして	手を胸の前で交差させているところ,
	いる。	前半の動作は, pilli に対応するハンド
		モーションであり、後半の動作は、
		aloha に対応するハンドモーションで
		ある。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku' u lei kau po'		(2~6) Ku'u lei の部分の振付けで, 甲
ohiwi (クウ レイ		26の振付けはいずれも,片方または,
カウ ポオヒヴィ)		両手でレイ(花輪、首飾り)を頭上か
		ら首にかけるような動作をし、その後、
		レイを触る仕草をするところ、これは、
		lei に対応するハンドモーションであ
		る。
	kau po'ohiwi の部分の振付けで,本件振	(7~9)kau po'ohiwi の部分の振付けで,
	付け11は,わきを開いて両肘を曲げ,	甲26の振付けはいずれも,肩に手を
	両手を同時に肩の上に添えており、さら	置いている。両手を同時に肩の上に添
	にその後体を右斜め前に向け, 掌が内側	えるか、左右の肩に交互に両手を添え
	に向いた状態で,手先を少ししならせな	るかは、微差にすぎない。
	がら肩の前を通るように両手を同時に	
	下ろす動作を行っている点で、他の振付	
	けとは異なる。	

歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu	Onaona i ka ihu の部分の振付けで、本	(1~5) Onaona i ka ihu の部分の振付け
(オナオナ イ	件振付け11は,左腕を肩の高さで左斜	で、甲26の他の振付けのいずれも、
カ イフ)	め前に伸ばして左手の指をすぼめ上に	本件振付け11と同様、両手又は片手
	向けた後、右腕を伸ばし、右手で左手の	を, 息を吸い込みながら鼻先にもって
	指先の先端を一度触れ、肩の高さで鼻の	くるところ,これは,onaona に対応す
	前を通るように右側へ動かす点で,他の	るハンドモーションである。歌詞が花
	振付けとは異なる。	の香りに言及する箇所であるから, pua
		(花) に対応するハンドモーションで
		ある, 左腕を肩の高さで左斜め前に伸
		ばして左手の指をすぼめ上に向けると
		いう動作が創作性を生むものではな
		٧٠°

1 2 3 4









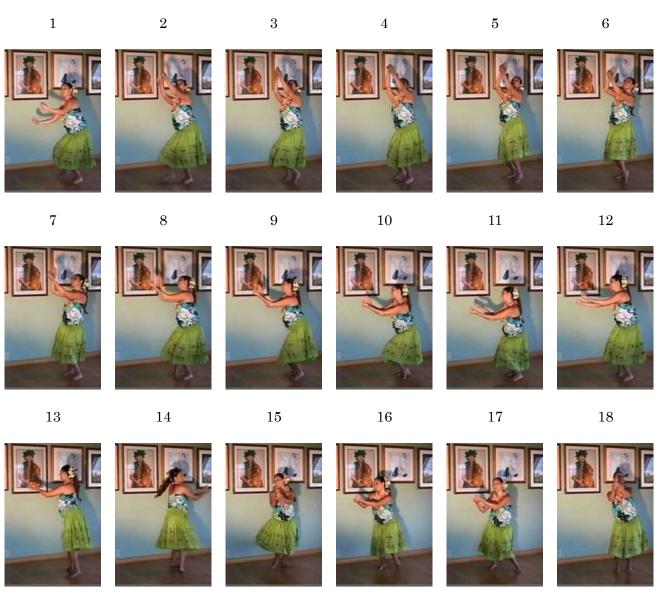
歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka	Nohea i ka maka の部分の振付けで,本	(1~4)Nohea i ka maka の部分の振付け
(ノヘア イ カ	件振付け11は、顔の向き・目線を左上	で、甲26の他の振付けはいずれも、
マカ)	方へ向けつつ左腕を掌を内側に向けて	本件振付け11と同様、肘を曲げて手
	真上に伸ばし、続いてわきを開いて左肘	を目の横に添えるところ,これは,
	を曲げて左手の掌を左目の横に添えて	maka に対応するハンドモーションで
	いる点で、他の振付けとは異なる。	ある。







歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua	Liliko i ka ua kilihune の部分の振付け	(1~9)Liliko i ka ua kilihune の部分の
kilihune (リリコ	で、甲26の他の振付けはいずれも、正	振付けで、甲26の他の振付けはいず
イ カ ウア キリ	面を向いたまま掌を左右に波打たせな	れも,本件振付け11と同様,両手な
フネ)	がら上から下へゆっくりと下ろしてい	いし片手を頭上に挙げ、指をこすり合
	るのに対し,本件振付け11は,掌を正	わせながら、下へ降ろしていく動作を
	面に向けて右腕を上に伸ばし左手を右	行うところ、これは、ua に対応するハ
	手よりやや低い位置に添えた状態で両	ンドモーションである。掌を握ったり、
	掌を一度握って開き、その状態のままで	ターンをしたりすることは、振付けの
	左に180度ターンして後ろ向きの状	枢要部分ではないし、そのターンも既
	態になった後、両掌を再び一度握って開	存のターンにすぎない。
	き,さらに続いて,体を右に215度タ	
	ーンして後ろ向きの状態から左斜め前	
	に向けつつ、両掌を右斜め下へまっすぐ	
	下ろしていく。	

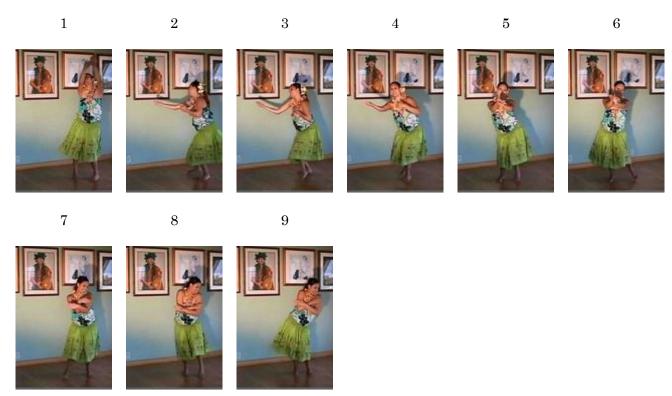


歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke	Kilipohe i ke kanilehua の部分の振付け	(1~18)Kilipohe i ke kanilehuaの部分
kanilehua (キリ	で、甲26の他の振付けはいずれも、両	の振付けで、甲26の他の振付けはい
ポヘイケカ	掌を正面に向けて揃えた状態で上から	ずれも、本件振付け11と同様、両手
ニレフア (レフア))	下へ(又は右から左へ)動かしているの	ないし片手を頭上に挙げ、指をこすり
	に対し、本件振付け11は、左手の指を	合わせながら,下へ降ろしていくとこ
	すぼめその指を上向きにし、右手は左手	ろ, これは ua に対応するハンドモーシ
	を支えるようにその下へ添え、その手の	ョンである。
	状態のまま体の向きを正面に戻しなが	

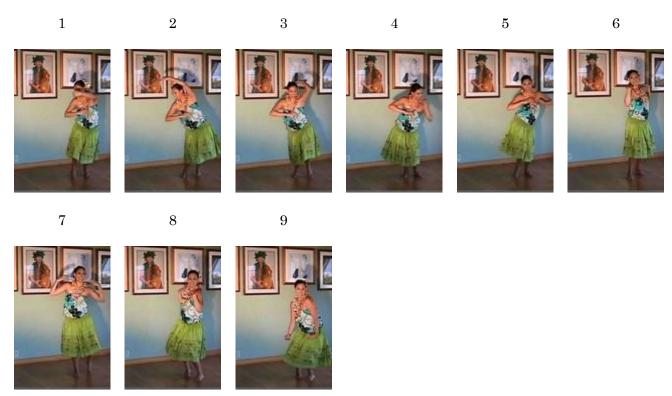
ら両手を高く上に伸ばし、続いて右手を 左手よりもさらに高く上げ、掌を正面に 向け、左手の後ろで右手の指をヒラヒラ と震わせながら胸の高さまで右斜め下 方向へ徐々に下ろしている。

Tehua (繰り返し)の部分で、本件振付け11は、左手の指をすぼめその指を上向きにし、右手は左手を支えるようにその下に添え、両腕を肩の高さでまっすぐ前へ伸ばし、その状態で右に360度ターンした後、同じ手の状態のまま、前に伸ばした両手を左斜め上へゆっくり持ち上げる点で、他の振付けとは異なる。

甲26の右上の振付けは、本件振付け 11と同様、両手ないし片手でつまむ ような形を作り、上に向け、花のつぼ みの形を模する動作をするところ、こ れは、puaのハンドモーションである が、kanilehuaの lehuaは、レフアと いう花である。ターンは、既存のター ンである。



歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku' u pili aloha	上記2と同様	上記2と同様
(エ クウ ピリ		
アロハ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei kau po'	上記3と同様	上記3と同様
ohiwi (クウ レイ		
カウ ポオヒヴィ)		

 $1 \qquad \qquad 2 \qquad \qquad 3 \qquad \qquad 4$









歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu	上記4と同様	上記4と同様
(オナオナ イ		
カイフ)		

 $1 \qquad \qquad 2 \qquad \qquad 3 \qquad \qquad 4$



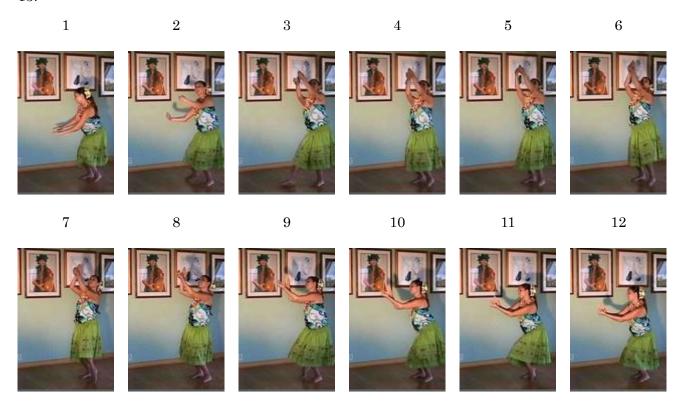




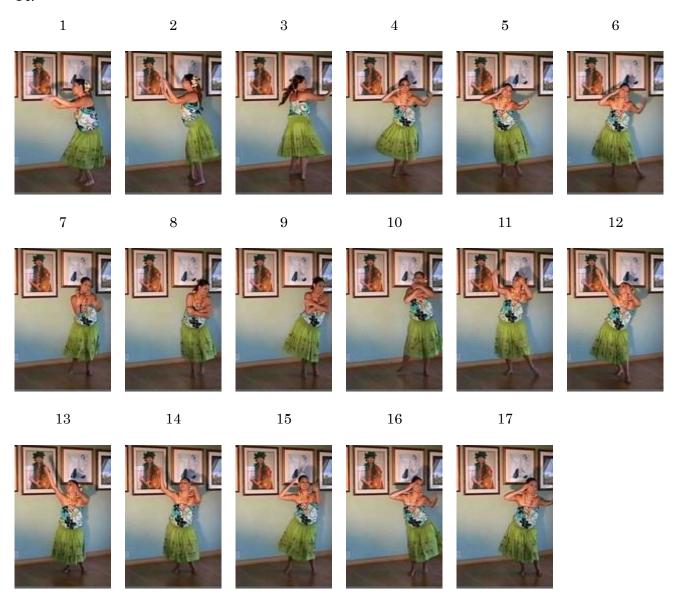


歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka	上記5と同様	上記5と同様
(ノヘア イ カ		
マカ)		

歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua	上記6と同様	上記6と同様
kilihune (リリコ		
イ カ ウア キリ		
フネ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke	上記7と同様	上記7と同様
kanilehua (キリ		
ポヘイケカ		
ニレフア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Wewelo ke aloha i	Wewelo ke aloha の部分の振付けで,本	
ka 'onohi (ヴェ	件振付け11は、わきを開いて両肘を上	
ヴェロ ケ アロ	に軽く曲げ、両掌を正面に向けて顔の前	
ハイカオノ	へ揃え、その状態のまま右へ360度タ	
ヒ)	ーンし、ターンを終えるところでわきを	
	開いて右肘を曲げ,右手の掌を内向きに	
	して右目の横に添え, 左手の掌を上に向	
	け左腕を肩の高さで左斜め前に軽く伸	

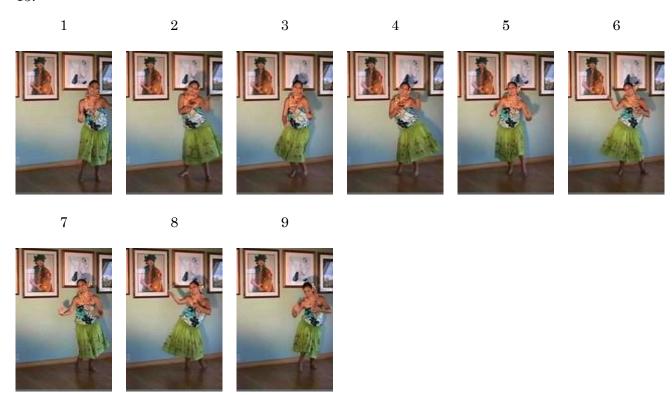
ばしていく点で、他の振付けとは異なる。

i ka 'onohi の部分で,本件振付け11は, 左手の掌を内向きにして左目の横に添 えて右手を右斜め上にまっすぐ伸ばし た後,さらに,わきを開いて右肘を曲げ て,右手の掌を内向きにして右目の横に 添えて左手の掌を上に向けて左腕を肩 の高さで左斜め前に軽く伸ばしていく ('Wewelo ke aloha'の部分の振付けの ターンの前後の振付けに対応し,左右の 手を入れ替えつつ2回動作を行ってい る。)点で,他の振付けとは異なる。

(4~6) 甲26の他の振付け,本件振付け 11と同様,両手を目の横に添える動 作を行うところ,これは, 'onohi に対 応するハンドモーションである。

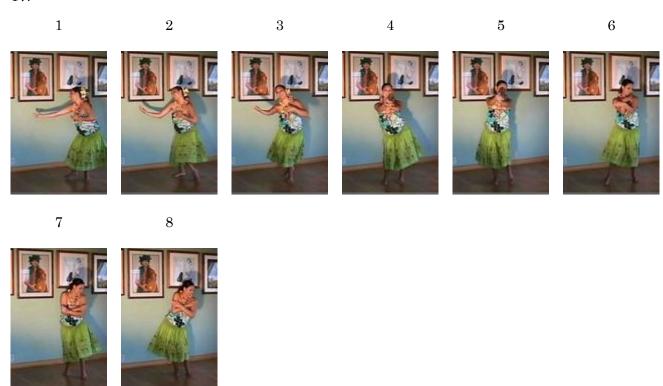
(7~10)甲26の他の振付けはいずれも,本件振付け11と同様,胸の前で両腕を交差させるところ,これは,alohaに対応するハンドモーションである。(11~17)甲26の振付けは,本件振付け11と同様,両手を目の横に添える動作を行うところ,これは,'onohiに対

応するハンドモーションである。

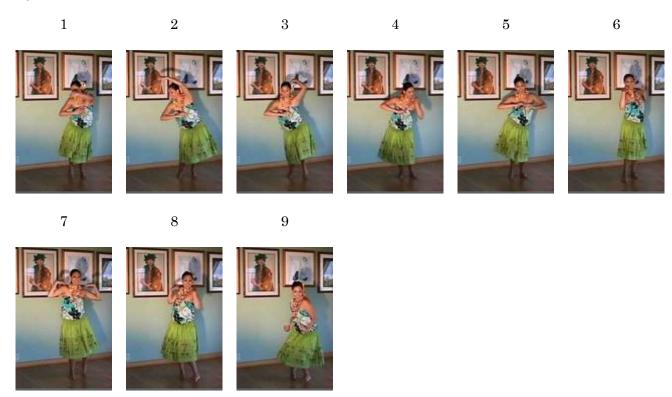


歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ume' ume mai	Ume'ume mai ho'i kau の部分の振付け	(1~7)甲26の他の振付けはいずれも,
ho'i kau (ウメ	で、本件振付け11は、両手で手招きを	本件振付け11と同様、両手で手招き
ウメ マイ ホイ	するように両腕を少し曲げつつ掌を2	をしているところ, これは, mai ho'i
カウ)	回揺らす動作を左右交互に行っている	に対応するハンドモーションである。
	点で、他の振付けとは異なる。	既存のハンドモーションを左右交互に
		2回繰り返したところで、独自性はな
		V,°

歌詞	原告の主張	被告の主張
E kahi lei ho'	E kahi lei の部分の振付けで,本件振付	(4~8) 甲26の振付けはいずれも,片
oheno (エ カヒ	け11は、レイを首からかける動作(レ	方又は両手でレイ (花輪, 首飾り)を
レイ ホオヘノ)	イを表す動作)を行う前に、わきを開い	頭上から首にかけるような動作をし、
	て両肘を曲げ、胸の前で重ならないよう	その後、レイを触る仕草をするところ、
	に両手の掌を内側に向けて横に揃え,掌	これは、lei に対応するハンドモーショ
	を一回波打たせた後、そのまま両手を肩	ンである。
	の高さまでまっすぐ正面に伸ばしてい	
	る点で、他の振付けとは異なる。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku' u pili aloha	上記2と同様	上記2と同様
(エ クウ ピリ		
アロハ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei kau po'	上記3と同様	上記3と同様
ohiwi (クウ レ		
イ カウ ポオヒ		
ヴィ)		

1 2 3 4









歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu	上記4と同様	上記4と同様
(オナオナ イ		
カイフ)		

 $1 \qquad \qquad 2 \qquad \qquad 3 \qquad \qquad 4$

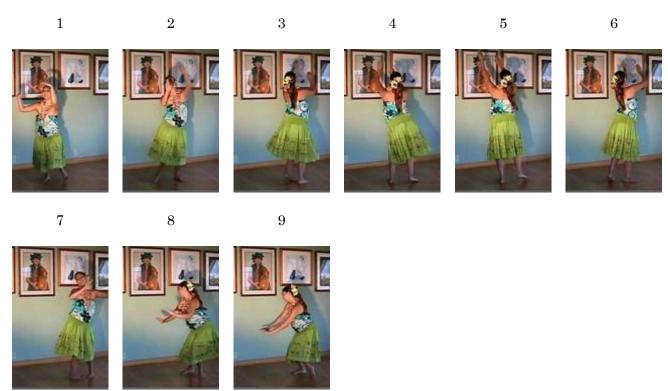




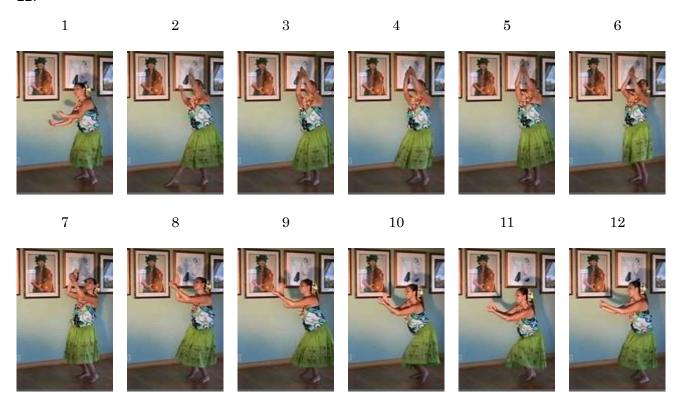




歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka	上記5と同様	上記5と同様
(ノヘア イ カ		
マカ)		



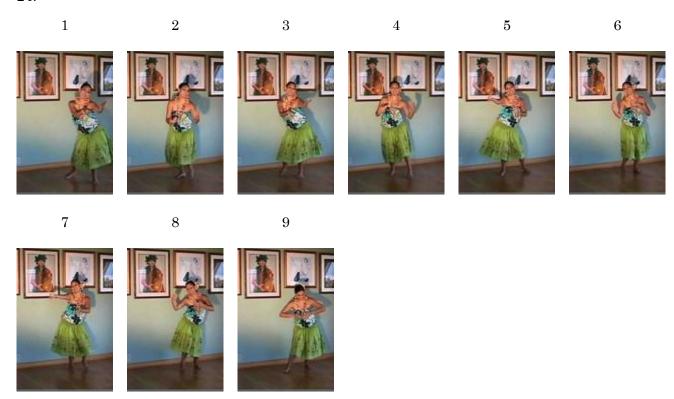
歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua	上記6と同様	上記6と同様
kilihune (リリコ		
イ カ ウア キリ		
フネ)		



歌詞		原告の主張	被告の主張
Kilipohe i	ke	上記7と同様	上記7と同様
kanilehua (=	キリ		
ポヘイケ	力		
ニレフア)			



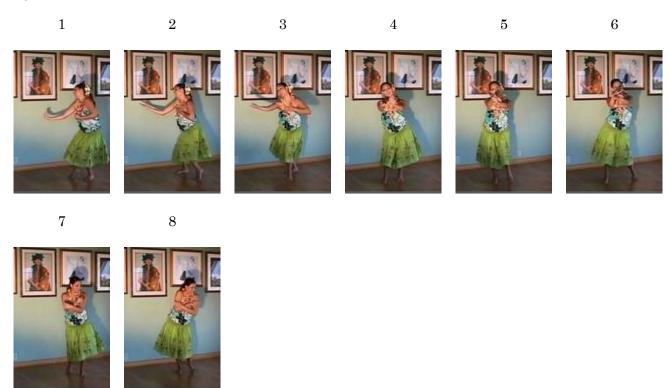
歌詞	原告の主張	被告の主張
Wewelo ke aloha i	上記14と同様	上記14と同様
ka 'onohi (ヴェ		
ヴェロ ケ アロ		
ハ イ カオノヒ)		



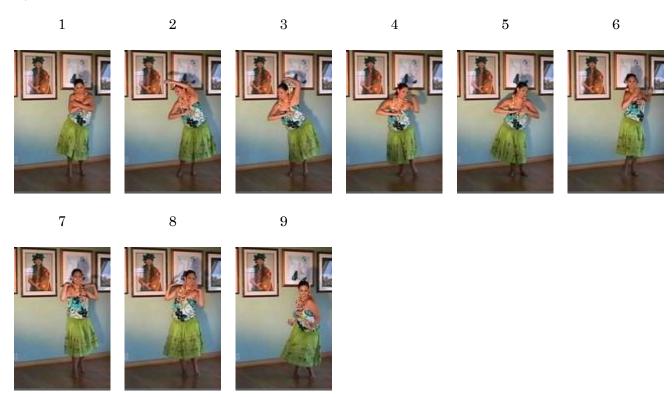
歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ume' ume mai	上記15と同様	上記15と同様
ho'i kau (ウメ		
ウメ マイ ホイ		
カウ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kahi lei ho'	上記16と同様	上記16と同様
oheno (エ カヒ		
レイ ホオヘノ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku' u pili aloha	上記2と同様	上記2と同様
(エ クウ ピリ		
アロハ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei kau po'	上記3と同様	上記3と同様
ohiwi (クウ レイ		
カウ ポオヒヴィ)		

歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu	上記4と同様	上記4と同様
(オナオナ イ		
カイフ)		

1 2 3 4

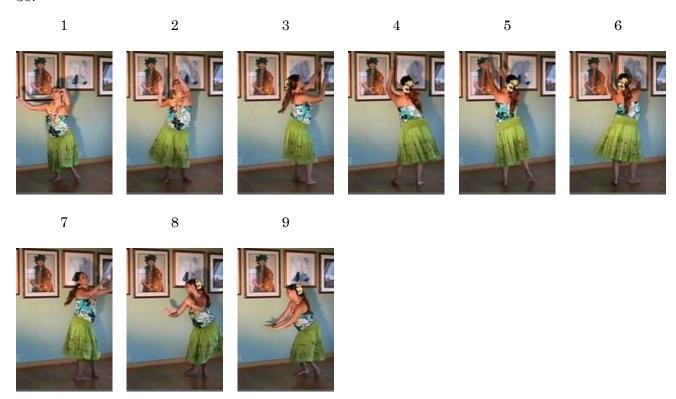




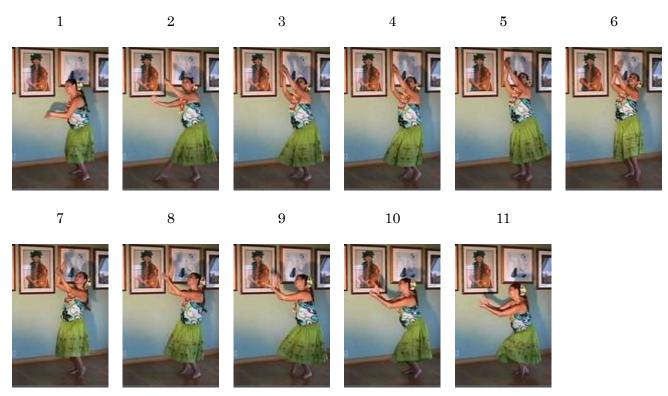




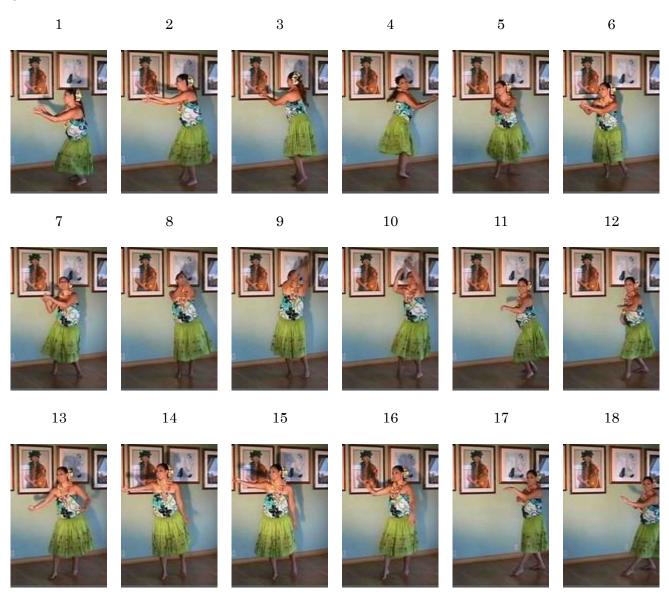
歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka	上記5と同様	上記5と同様
(ノヘア イ カ		
マカ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua	上記6と同様	上記6と同様
kilihune (リリコ		
イ カ ウア キリ		
フネ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke	上記7と同様	上記7と同様
kanilehua (キリ		
ポヘイケカニ		
レフア (レフア))		



歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		フラダンスにおけるありふれた動作で
		ある。

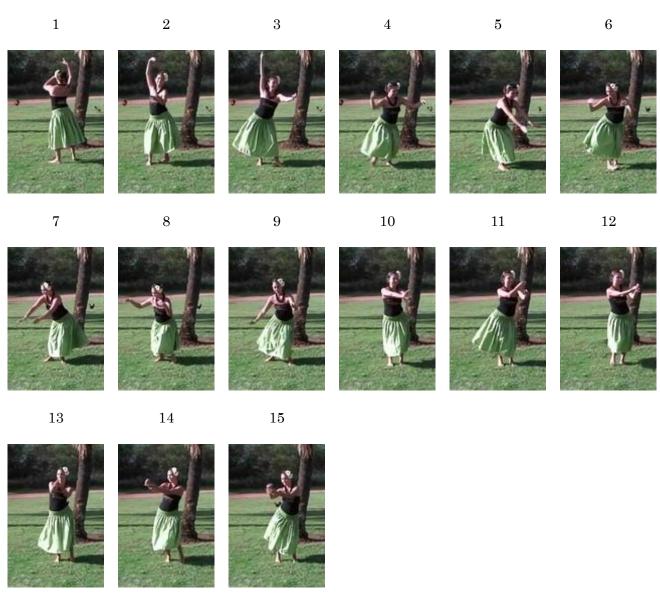
以上

本件振付け13に関する主張対比表

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	'Ua lanipili i ka nani'の部分で,本件	(1~6) 両腕の肘を軽く曲げ,掌を正面に
nani o Papakōlea	振付け13は、両腕の肘を軽く曲げ、掌	向け指を伸ばした状態で上に伸ばし,
(ウア ラニピリ	を正面に向け指を伸ばした状態で上に	指先を小さく震わせながら胸の高さま
イ カ ナニ オ	伸ばし、指先を小さく震わせながら胸の	で降ろしてくる動作は, ua に対応する
パパコーレア)	高さまで降ろしてくる動作を用い、続い	ハンドモーションであり、掌を内に向
	て掌を内に向け指先を伸ばした状態で	け指先を伸ばした状態で右掌を左肩の
	右掌を左肩の前、左掌は右腰に添える動	前,左掌は右腰に添える動作は,微細
	作を行っている点で,他の振付けとは異	なアレンジである。ステップは、既存
	なる。また、右掌を左肩の前、左掌は右	のステップである。
	腰に添える動作も、他の振付けとは異な	
	る。	
	o Papakōlea の部分で,本件振付け13	

は, 交差させた両腕を開いて後ろを向	(7~12) 両腕を開いて伸ばす動作は,場
き,後ろに向いた状態で腕を伸ばす動作	所を表わすハンドモーションである。
を行っている点で,他の振付けとは異な	(7~10)ステップは, 既存のステップであ
る。	る。
	(11~12)ステップは,既存のステップで
	ある。

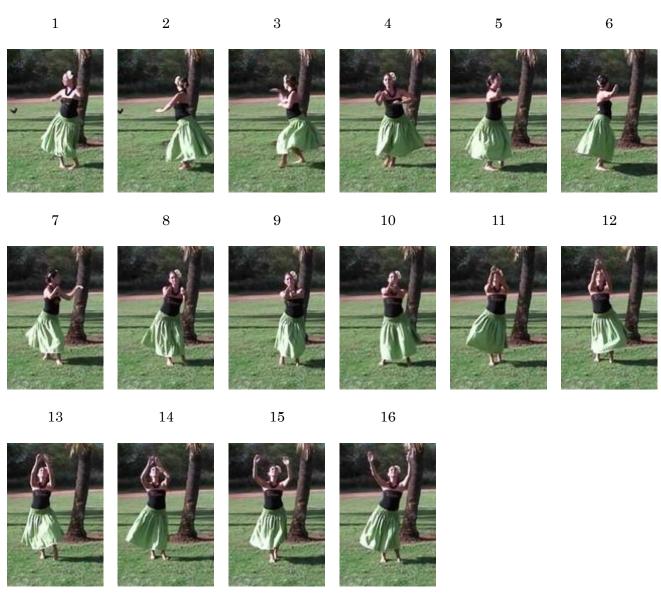


歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi	He nani uluwehi の部分で,本件振付け	両手を大きく開きながらという動作
ke kui pua melia	13は、両手を大きく開きながら後ろか	は, nani に対応するハンドモーション
(へ ナニ ウル	ら前へターンする動作、続いて左斜め前	である。
ヴェヒ ケ クイ	と右斜め前で一回ずつスクープ(両手で	左斜め前と右斜め前で一回ずつスクー
プアメリア)	すくい上げること) する動作を用いてい	プ (両手ですくい上げること) する動
	る点で、他の振付けとは異なる。	作は、uluwehi の歌詞の語義と同義で
		ある Ulu 'ohi 'ohi の歌詞に対応する振
		付けの1つである甲51の右下の振付

	けと同様であるし、甲51の左下及び
	右下の振付けと同様のものである。
	1: 0如八の長仏込む
	kui pua melia の部分の振付けは,pua
	に対応するハンドモーションである。
	(1~3)ステップは、既存のステップであ
	る。
	(4~9)ステップは、既存のステップであ
	る。
	(10~11)ステップは、既存のステップで
	ある。
	(12~15)ステップは、既存のステップで
	ある。



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		間奏に対応するハンドモーションの微
		細なアレンジであり、ステップも既存
		のステップである。



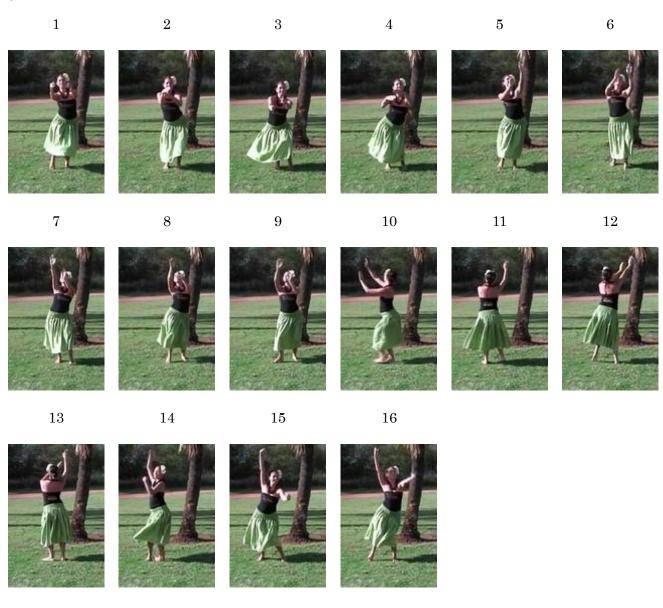
歌詞	原告の主張	被告の主張
Ulu ʻohiʻohi nā pua	Ulu 'ohi'ohi nā の部分で,本件振付け 1	Ulu 'ohi 'ohi nā'の部分の振付けは,甲
melia no Anianikū	3は、体を右に向け、左腕は脇を開き、	51の右上の振付けと同様であり、こ
(ウル オヒオヒ	肘を曲げた状態で、掌を下に向け指先を	れは pua に対応するハンドモーション
ナ プアメリア	伸ばし、左胸の前に添える。右腕は、右	であるか、そのアレンジにすぎない。
ノ アニアニクー)	手の掌を下に向け指先を伸ばし、肘を軽	
	く曲げた状態で、肩の高さで右側へ伸ば	
	す。その後、再び体を正面に戻し、その	
	動作に合わせ、右腕を軽く肘を伸ばした	

状態で正面に伸ばし、掌は上に向け指先 をすぼめる動作を行っている点で、他の 振付けとは異なる。

pua melia no Anianiku の部分でも、本件振付け13は、両手を頭の高さまで同時にゆっくり持ち上げる動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。

(1~9)ステップは、既存のステップである。

(10~16)ステップは、既存のステップである。



歌詞	原告の主張	被告の主張
I ka mili 'ia e ka ua	I ka mili 'ia e ka ua の部分で, 本件振付	(1~4)I ka mili 'ia e ka ua の部分の振付
lanipili o	け13は、軽く肘を曲げ、掌をそれぞれ	けで、甲53の左下の振付けも、両手
Papakōlea (イ	内側に向け指を伸ばした状態で、両腕を	で相手をなでるような動作をしている
カ ミリ イア	肩の高さで正面に伸ばす。両手の掌をシ	ところ, これは mili に対応するハンド
エカウアラ	ェイクさせながら、左右の掌を、右掌が	モーションである。ステップは,既存
ニピリ オ パパ	上, 左掌が上の順に縦に交差させる動作	のステップである。
コーレア)	を用いている点で,他の振付けとは異な	
	る。	

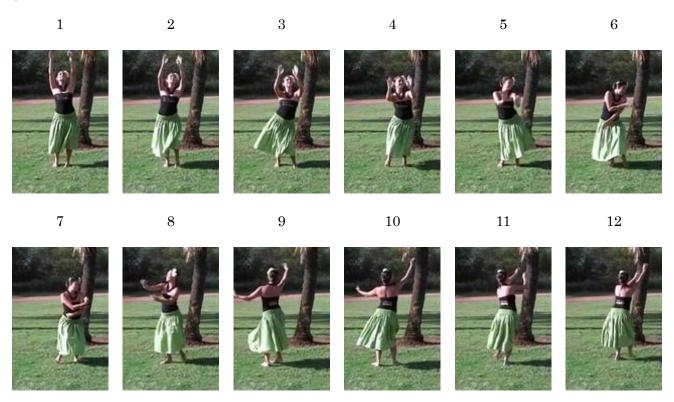
lanipili o Papakōlea の部分で、本件振付け13は、両手を上に伸ばして右手と左手の高さを入れ替える動作を行い、パパコーレアの場所を表現するために後ろ向きの状態から前に向き直して左腕を伸ばす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。

パパコーレアの歌詞に対応する振りも, 他の振付けとは異なる。

(5~8)ステップは、既存のステップである。

(9~16)ステップは, 既存のステップである。

(13~16)右手をまっすぐ上に伸ばしたまま、後ろ向きの状態から前に向き直して左腕を伸ばす動作は、甲51の左下及び右下の振付けと同様であり、これは場所を表すハンドモーションである。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	上記1と同様	上記1と同様
nani o Papakōlea		
(ウア ラニピリ		
イ カ ナニ オ		
パパコーレア)		

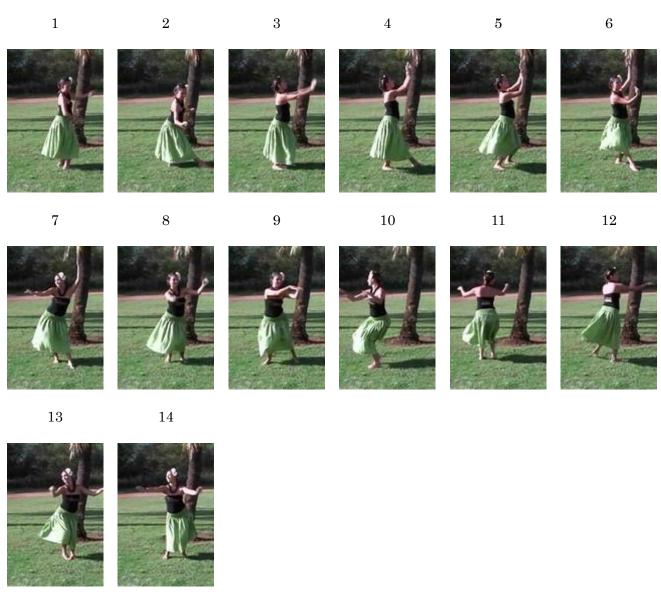


歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi	上記2と同様	上記2と同様
ke kui pua melia		
(へ ナニ ウル		
ヴェヒ ケ クイ		
プアメリア)~(間		
奏)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
I luna nānā	I luna nānā の部分で、本件振付け13	他の振付けも,上方に視線を向けて,
Kalāwahine (イ	は、両腕をゆっくり下から上へ持ち上げ	目の横に手を添え、もう一方の手を上
ルナ ナーナー	る動作を行い、左右交互に片腕を上に伸	げるところ, これは, luna の歌詞の語
カラワヒネ)	ばしてもう片方の手を目の横に添える	義が高いということを踏まえつつ,見
	動作を行っている点で、他の振付けとは	るという語義を有する nānā と同義の
	異なる。	ike に対応するハンドモーションを行
	Kalāwahine の部分で,本件振付け13	っているにすぎない。両腕をゆっくり
	は、両手を交互に、目線を向けた斜め前	下から上へ持ち上げることは、luna の

の方向に伸ばしながらターンする動作	歌詞の語義である高いを表現するため
を行っている点で,他の振付けとは異な	に必然的に伴う動作である。甲51の
る。	他の振付けはいずれも,視線を上方に
	向け,上方に片手ないし両手を上げて
	いる。
	(1~3)ステップは、既存のステップであ
	る。
	(4~7)ステップは、既存のステップであ
	る。
	(8~15)ステップは, 既存のステップであ
	る。



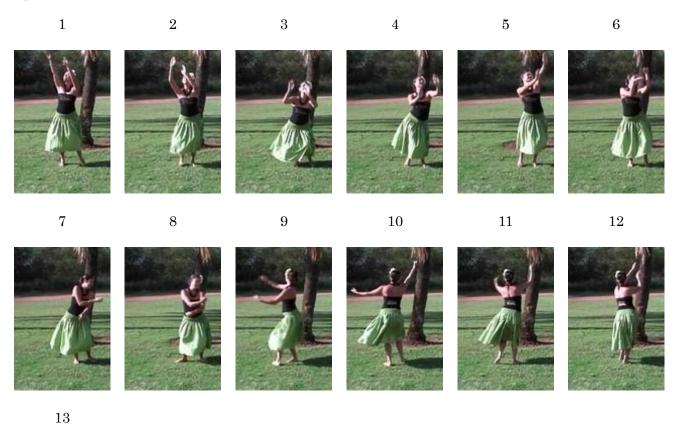
歌詞	原告の主張	被告の主張
He Anianikū me	He Anianikū me Pūowaina の部分で,	Anianikū は高地であるところ,両腕を
Pūowaina o	本件振付け13は、体を横に向けて両足	斜め下に伸ばした後に上に伸ばす動作
Papakōlea (^	を交互に一歩踏み出しつつ両腕を斜め	は、甲51の右下の振付けと同様であ
アニアニクー メ	下に伸ばした後に上に伸ばす動作を行	るところ,これは, Anianikū と同様に
プーオワイナ オ	っている点で,他の振付けとは異なる。	高地という語義を有する Mauna に対
パパコーレア)		応するハンドモーションである。
	(8~14) 両腕の肘を軽く曲げて掌を下に	(8~14) 両腕の肘を軽く曲げて掌を下
	向け指先を軽く伸ばし、肩の高さで前へ	に向け指先を軽く伸ばし、肩の高さで

腕をゆっくり3回波打たせながら、右に る動作は、甲51の右上及び右下の振 360度ターンする動作に独自性があ 付けと同様であり、これは開けた場所 る。

伸ばした状態のまま、伸ばした右手と右 前へ伸ばした状態のまま、右に回転す や大地という語義を有する Aina に対 応するハンドモーションである。

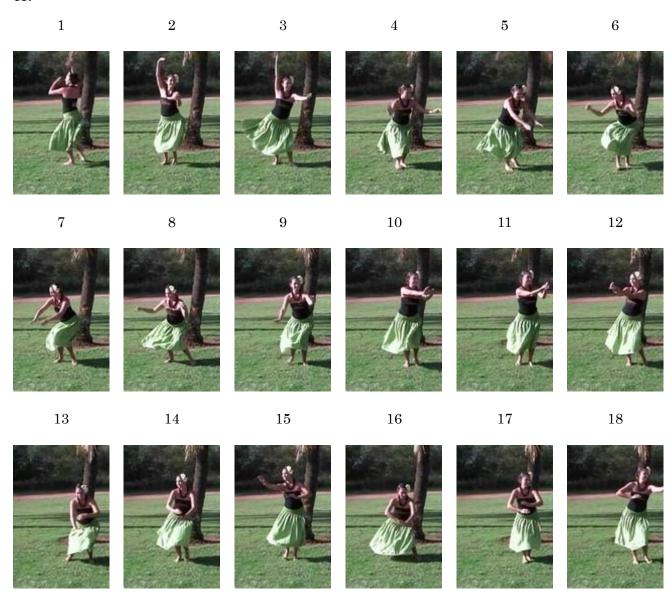
> (1~8)ステップは、既存のステップであ る。

> (9~16)ステップは、既存のステップで ある。





歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	上記1と同様	上記1と同様
nani o Papakōlea		
(ウア ラニピリ		
イ カ ナニ オ		
パパコーレア		



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke	上記7と同様	上記7と同様
kui pua melia (^		
ナニ ウルヴェヒ		
ケ クイ プアメリ		
ア) ~ (間奏)		

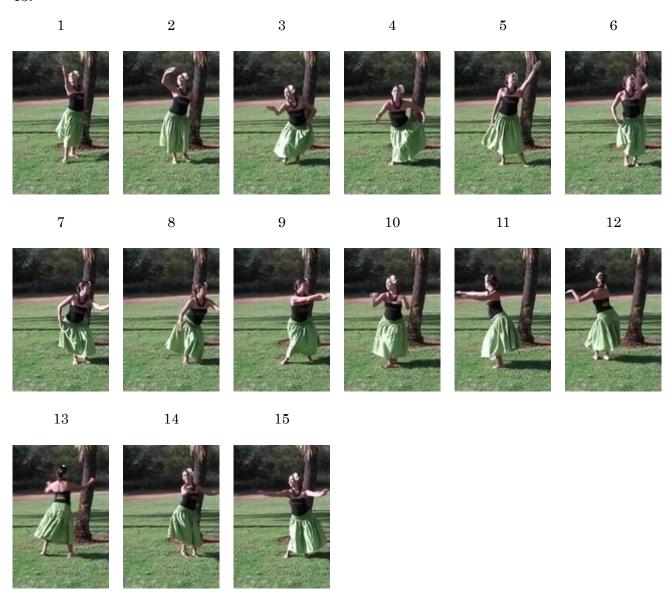


歌詞	原告の主張	被告の主張
Ke aloha i ka 'ohu,	Ke aloha i ka 'ohu,の部分で,本件振付	(1~8) Ke aloha i ka 'ohu,の部分の振付
e Papakōlea (ケ	け13は、左右交互に、両掌を体の方に	けは, レイ (lei) のハンドモーション
アロハ イ カ オ	向け、指を伸ばし、右手を右肩の上、左	の両手バージョンを行うものであると
フ エ パパコーレ	手を右肩の前に添える動作を行ってい	ころ、'ohu の歌詞に対応する振付けと
ア)	る点で、他の振付けとは異なる。	してこのような動作を行う例は、乙3
		4の3の振付けにも見られる。このよ
		うな動作を複数回行うか否かは、微細
		なアレンジにすぎない。

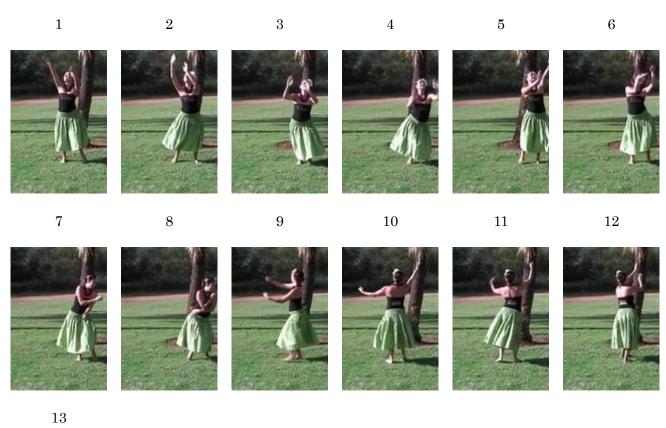
は、体を右に向けて左腕を肩の高さで体 さで体の左方向へ伸ばし、その後に体 の左方向へ伸ばし、その後に体を左に向 けて右腕を肩の高さで体の右方向に伸 ばす動作を行っている点で、他の振付け ハンドモーションを片手で行っている とは異なる。

e Papakōlea の部分で、本件振付け13 (9~16) 体を右に向けて左腕を肩の高 を左に向けて右腕を肩の高さで体の右 方向に伸ばす動作は、Aina に対応する にすぎない。

> (1~15)ステップは、既存のステップで ある。



歌詞	原告の主張	被告の主張
'O ka noe a ka ua	Papakōlea の部分で、本件振付け13	(1~8)ステップは、既存のステップであ
lanipili o	は、両手を前に伸ばして波打たせながら	る。
Papakōlea (オ	ターンする動作を用いている点で,他の	(9~15)ステップは, 既存のステップであ
カノエアカ	振付けとは異なる。	る。
ウア ラニピリ		
オ パパコーレア)		





歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	上記1と同様	上記1と同様
nani o Papakōlea		
(ウア ラニピリ		
イ カ ナニ オ		
パパコーレア)		

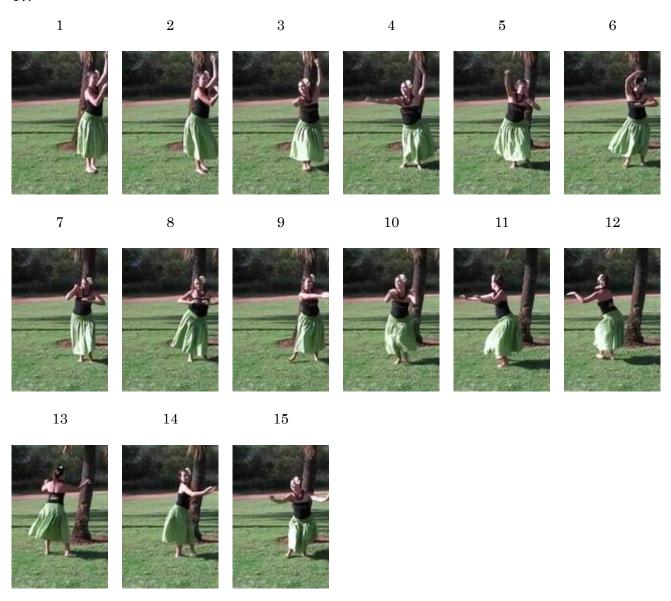


歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi	上記7と同様	上記7と同様
ke kui pua melia		
(へ ナニ ウル		
ヴェヒ ケ クイ		
プアメリア)~(間		
奏)		



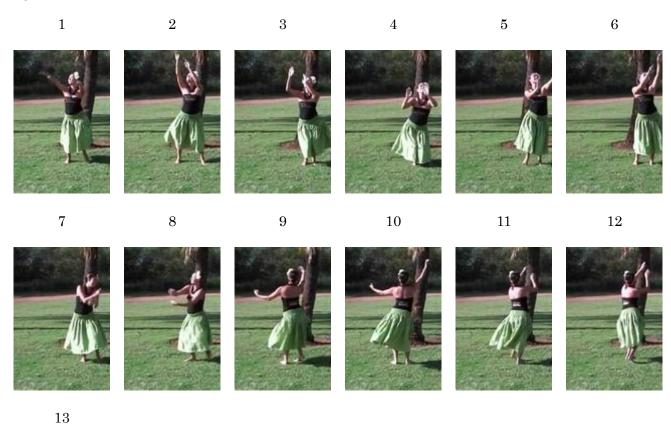
歌詞	原告の主張	被告の主張
Hū ana ka manaʻo,	Hū ana ka mana'o,の部分で,本件振付	手を頭に添える動作は、甲51の他の
haʻi manawa (フ	け13は、左右交互に片腕を伸ばし、最	振付けにおいても行われており、左右
アナ カ マナオ	後に指を伸ばし掌を開いて左手をこめ	交互に片腕を伸ばす動作は, 微細なア
ハイ マナヴァ)	かみの右に添える動作を用いている点	レンジである。
	で、他の振付けとは異なる。	
	haʻi manawa の部分で, 本件振付け 1 3	掌を下向きに返し、左斜め方向から右
	は,掌を下向きに返し,左斜め方向から	斜め方向へ体の向きとともに右腕を動
	右斜め方向へ体の向きとともに右腕を	かしていく動作は、haʻi manawa の語

動かしていく動作を行っている点で、他	義と同義である ha'ina に対応するハン
の振付けとは異なる。	ドモーションである両手を口に添えた
	後、正面に伸ばすという動作を行った
	後の微細なアレンジである。
	(1~9)ステップは,既存のステップであ
	る。
	(10~11)ステップは、既存のステップで
	ある。
	(12~16)ステップは,既存のステップで
	ある。



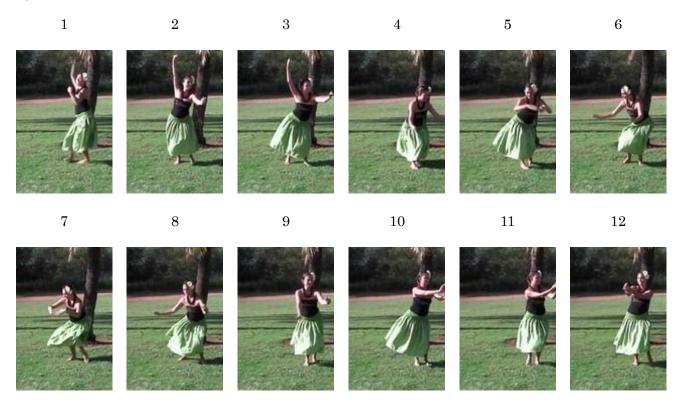
歌詞	原告の主張	被告の主張
Haʻina ʻia mai o	Haʻina ʻia mai o kuʻu mele の部分で,	(5~8) Haʻina ʻia mai o kuʻu mele' Ø
kuʻu mele o	本件振付け13は、右腕を顔の前あたり	部分の振付けは、lei に対応するハンド
Papakōlea (ハイナ	から頭の上、首の後ろを通り右胸の前に モーションである。	
イア マイ オ	持ってきて、両手を同じ高さで胸の前に	(1~4)ステップは、既存のステップであ
クウ メレ オ	添える動作を用いている点で、他の振付	る。
パパコーレア)	けとは異なる。	(5~8)ステップは、既存のステップであ
		る。
		(9~15)ステップは, 既存のステップであ

	l A
	l る。
	- 0

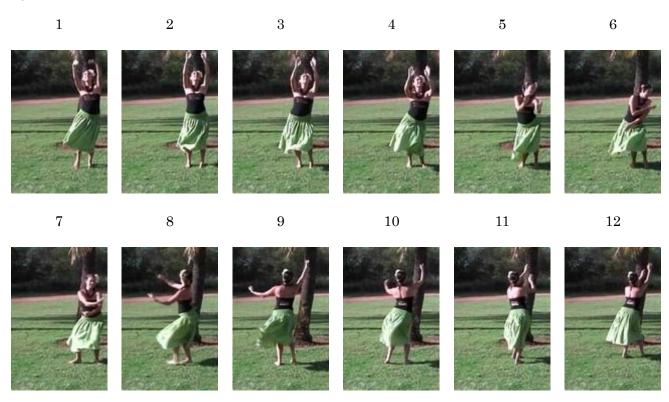




歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	上記1と同様	上記1と同様
nani o Papakōlea		
(ウア ラニピリ		
イ カ ナニ オ		
パパコーレア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi	上記2と同様	上記2と同様
ke kui pua melia		
(へ ナニ ウル		
ヴェヒ ケ クイ		
プアメリア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka	上記1と同様	上記1と同様
nani o Papakōlea		
(ウア ラニピリ		
イ カ ナニ オ		
パパコーレア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke		

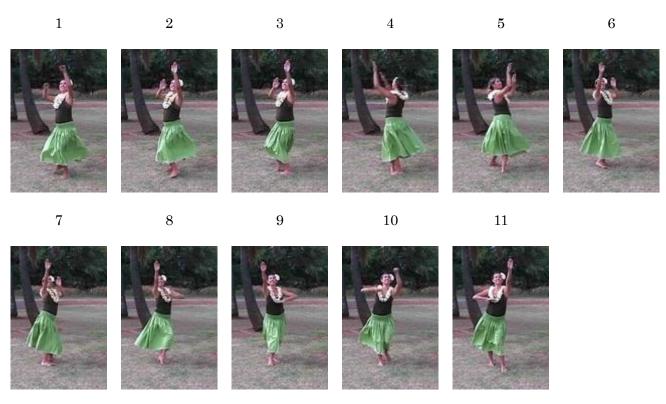
kui pua melia (^	
ナニ ウルヴェヒ	
ケ クイ プアメリ	
ア)	

以上

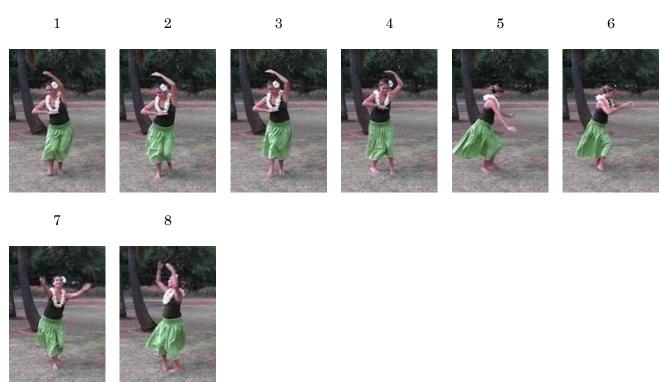
(別紙)

本件振付け15に関する主張対比表

歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani		(1~4) 体の向きを正面に向ける。
ho'i e (へ ブロッ		(5~8)右腕の脇を開き,右手の掌を
サム ナニ ホイ		下に向け、指を揃えて伸ばし右胸の前
工)		に添える。左腕は軽く肘を曲げ、指を
~前奏		曲げ左の腰の横に添える。次に左右の
		腕を入れ替え,左腕の脇を開き,左手
		の掌を下に向け、指を揃えて伸ばし左
		胸の前に添える。右腕は軽く肘を曲げ、
		指を曲げ右の腰の横に添える。ステッ
		プは右足左足を交互に1歩ずつ体の向
		きに合わせ踏み出す。



歌詞	原告の主張	被告の主張	
Ka'ala, ka mauna	Ka'ala の部分で,本件振付け 1 5 は,体	両手の掌を正面に向けて指先を揃えて	
Ku kilakila (カア	の向きを右横へ向け, 両手の掌を正面に	伸ばし、左腕をまっすぐ上へ伸ばし、	
ラ カ マウナ	向けて指先を揃えて伸ばし、左腕をまっ	右腕を顔の右側に添える動作は,	
クー キラキラ)	すぐ上へ伸ばし,右腕を顔の右側に添	mauna に対応するハンドモーションで	
	え,その状態で右足左足を交互に2歩ず	ある。その状態で右足左足を交互に2	
	つ後ろヘステップを踏んだ後、同じ両	歩ずつ後ろへステップする動作は、既	
	手,両腕の状態のままで右回りにターン	存のステップのアレンジである。右回	
	する動作を行っている点で,他の振付け	りにターンする動作は、既存のステッ	
	とは異なる。	プである。	



歌詞	原告の主張	
Ua noho i ka malu i	Ua noho i ka malu の部分で,本件振付	脇を開けて
ka uluwehiwehi	け15は、脇を開けて右腕の肘を曲げ、	を下に向
(ウア ノホ イ	右手の掌を下に向けて指を伸ばし胸の	き,顔と社
カマルイカ	前に置き、顔と視線をやや右斜め下へ向	つ、左腕を
ウルヴェヒヴェヒ)	けつつ、左腕を上に伸ばし肘を軽く曲	左手の掌
	げ、左手の掌を下に向け頭の上に添え、	作は、左右
	その状態で右足を1歩前に出し腰をや	2の1の
	や落とす動作を行っている点で、他の振	プは,カリ
	付けとは異なる。	である。
	i ka uluwehiwehi の部分で,本件振付け	
	15は、水をすくうような動作の後に、	
	体を正面に向け、両腕を同時に持ち上	水をすく
	げ、両腕の肘を軽く曲げて頭の上で物を	面に向け,
	持つような様な動作を行うという点で,	腕の肘を軸

他の振付けとは異なる。

脇を開けて右腕の肘を曲げ、右手の掌を下に向けて指を伸ばし胸の前に置き、顔と視線をやや右斜め下へ向けつつ、左腕を上に伸ばし肘を軽く曲げ、左手の掌を下に向け頭の上に添える動作は、左右の手が異なるものの、乙32の1の振付けと同様である。ステップは、カヴェルという既存のステップである。

被告の主張

水をすくうような動作の後に、体を正面に向け、両腕を同時に持ち上げ、両腕の肘を軽く曲げて頭の上で物を持つような様な動作は、乙32の5の振付

	けと同様である。ステップは、カホロ
	という既存のステップのアレンジであ
	る。

 1
 2
 3
 4
 5
 6









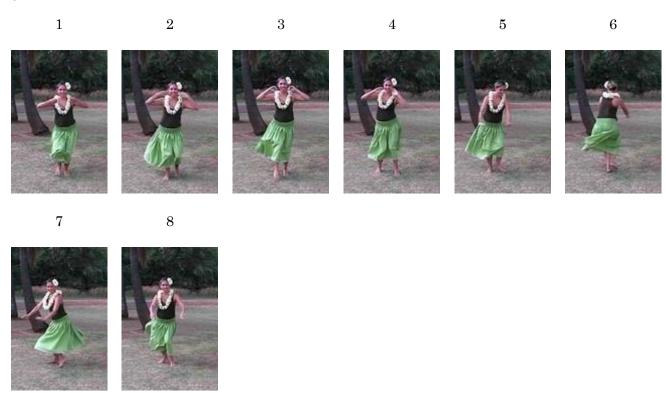




7



歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani	本件振付け15は、体を右横に向けて右	He blossom nani の部分の振付けは, 乙
ho'i e (へ ブロッ	腕は後方へまっすぐ伸ばし、左腕は脇を	32の3の振付けと同様であり、これ
サム ナニ ホイ	開いて肘を曲げ左手の掌を上に向け指	は, pua に対応するハンドモーション
エ)	を伸ばし左胸の前に添えた後、右手の指	である。
	先をすぼめて上を向けながら、体の向き	ho'i e の部分の振付けは,乙32の1及
	を左横に向けつつ右腕を正面(体が左横	び甲42の右下の振付けと同様であ
	を向いた状態で体の右の方向) へまっす	り,これは, ho'i に対応するハンドモー
	ぐ伸ばす動作、続いて、同じ体の向きと	ションである。
	両腕の状態のまま,一度シェイク(招く	
	ように両腕と両手の掌を波打たせる) す	
	る動作を行っている点で、他の振付けと	
	は異なる。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie	Ho'olana i ka の部分で, 本件振付け 1 5	両腕の脇を開いて肘を曲げた状態で,
(ホオラナ イ	は,両腕の脇を開いて肘を曲げた状態	両手の掌を内側に向けて指先を伸ば
カ マリエ)	で、両手の掌を内側に向けて指先を伸ば	し、微笑んだ顔の両頬に添え、両手の
	し、微笑んだ顔の両頬に添え、両手の掌	掌を正面向きに返す動作は,pāpālina
	を正面向きに返す動作を行っている点	に対応するハンドモーションである。
	で、他の振付けとは異なる。	
	malie の部分で,本件振付け15は,両	左回りに360度ターンすることは,
	腕を腰の辺りまでまっすぐ伸ばした状	既存のステップである。
	態のまま左回りに360度ターンして	
	いる点で、他の振付けとは異なる。	

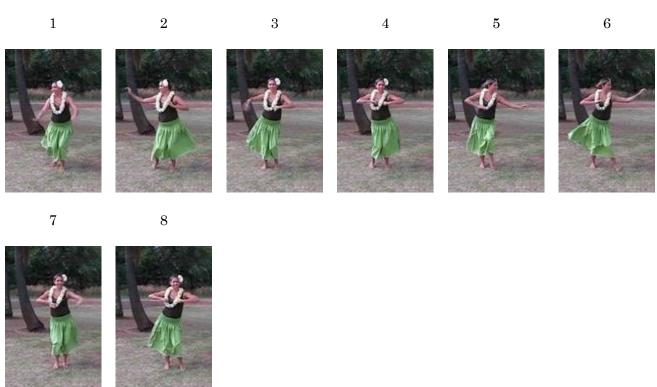
1 2



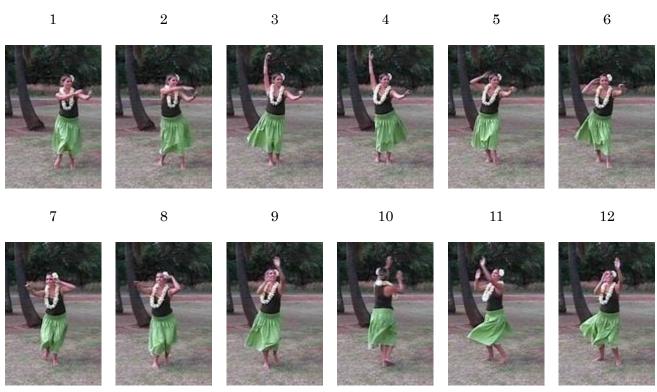


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

上記2から5までの振りをもう一度繰り返す。

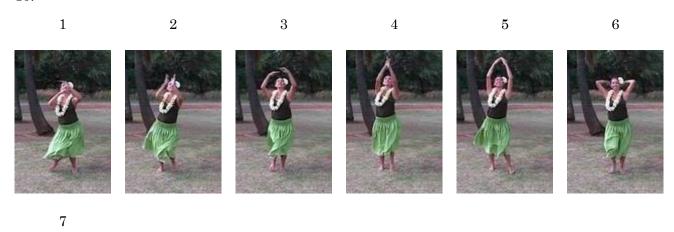


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	本件振付け15は、曲げた方の腕は同じ	乙32の1,3,4及び5の振付けと
	状態のまま、伸ばした方の腕の肘を曲	同様であり、これは、間奏に対応する
	げ、両手を胸の前に添え、胸の前で両手	ハンドモーションである。胸の前で両
	の掌を同時に握り、ひもを結ぶような動	手の掌を同時に握り、ひもを結ぶよう
	作で体の外側(左右)へ向かって一度引	な動作で体の外側(左右)へ向かって
	っ張るという動作を2回行っている点	一度引っ張るという動作を2回行う動
	で、他の振付けとは異なる。	作は、lino に対応するハンドモーショ
		ンのアレンジである。



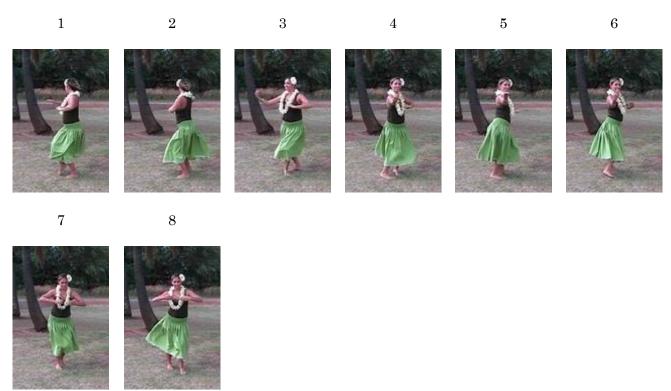
歌詞 原告の主張 被告の主張 Wahiawa, e 'ike 'ia Wahiawa の部分の振付けで、本件振付 前に伸ばした左腕は動かさず、左手の け15は、前に伸ばした左腕は動かさ (ワヒア 指をやや上に向けて伸ばしつつ、右手 Leilehua ヴァ エ イケ イ ず, 左手の指をやや上に向けて伸ばしつ の掌を内側に向け, 右腕を伸ばしたま つ, 右手の掌を内側に向け, 右腕を伸ば ま真上へまっすぐ持ち上げていく動作 レイレフア) したまま真上へまっすぐ持ち上げてい は、場所を表すハンドモーションその く動作を用いている点で,他の振付けと ものである。 は異なる。 Leilehua'の部分の振付けで、本件振付 左手の掌を正面に向け指を伸ばし揃 け15は、左手の掌を正面に向け指を伸 え, 左腕を正面斜め上にまっすぐ伸ば ばし揃え, 左腕を正面斜め上にまっすぐ す,右手は掌を正面に向け指を伸ばし 伸ばす, 右手は掌を正面に向け指を伸ば 揃え, 脇を開けずに右腕の肘を曲げて, し揃え, 脇を開けずに右腕の肘を曲げ 右手の掌を左手の掌の右下に添える動 て, 右手の掌を左手の掌の右下に添え, 作は、レイレフア高原の語義を有する 両腕・両手ともに同じ状態のまま左回り Leilehua と関連する高地の語義を有す に360度ターンする振りを用いてい る Mauna に対応するハンドモーショ

る点で、他の振付けとは異なる。	ンである。左回りに360度ターンす
	る動作は、既存のステップである。





歌詞	原告の主張	被告の主張
I wili 'ia me ka lei	I wili 'ia me の部分で,本件振付け15	両手の掌の指先を伸ばし内側を向け
kaulana (イ ヴ	は, 両手の掌の指先を伸ばし内側を向け	て、顔の前と頭の上で両手を2回交差
ィリ イア メ	て、顔の前と頭の上で両手を2回交差さ	させる動作は, 乙32の1, 3及び5
カ レイ カウラ	せながら, 両手を顔の前から頭の上まで	の振付けと同様である。ステップは,
ナ)	運び、両腕をまっすぐ上に伸ばす点で、	既存のステップである。
	他の振付けとは異なる。	



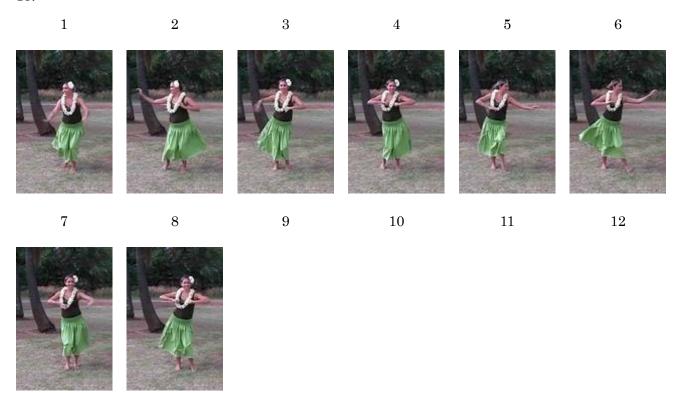
歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom neni	上記4と同様	上記4と同様
ho'i e (ヘ ブロッ		
サム ナニ ホイ		
工)		

歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie	上記5と同様	上記5と同様
(ホオラナ イ カ		
マリエ)		

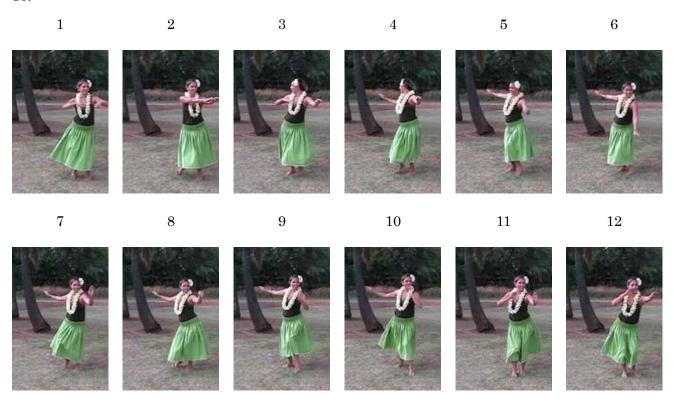


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

上記9から12までの振りをもう一度繰り返す。



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	上記8と同様	上記8と同様



歌詞	原告の主張	被告の主張
Pu'uloa o ka i'a	Pu'uloa の部分で,本件振付け15は,	Pu'uloa の部分の振付けは、乙32の1
hamau leo (プウ	体の向きをやや右斜め前に向け、左手の	と同様のものであり、これは、場所を
ロアオカイ	指先を伸ばし掌を下に向けて左腕を左	表現するハンドモーションそのもの,
ア ハーマウ レ	斜め前にまっすぐ伸ばし、同時に右手の	またはそのアレンジである。
才)	指先を伸ばし掌を下に向け, 右腕を左腕	
	に添えるように左斜め前にまっすぐ伸	
	ばし、続いて、体を右斜め前に向けたま	
	ま、脇を開けて右腕の肘を曲げ、胸の前	
	をなぞるように後ろに動かし体の右側	
	(右斜め後ろへ) まっすぐ伸ばす動作を	
	行っている点で,他の振付けとは異な	
	る。	
	o ka i'a hamau leo の部分で,本件振付	o ka i'a hamau leo の部分の振付けのう
	け15は、体の向きと右腕は直前の振り	ち、左腕を伸ばした状態のままで左腕
	と同じ状態のまま、顔と目線の向きを左	の掌を下から上へ1回大きくシェイク

手へ向け、左腕を伸ばした状態のままで 左腕の掌を下から上へ1回大きくシェ イク(波打たせる)させた後、脇を開い て左腕の肘を曲げ、左手の人差し指を立 て口の前に添えてから再び左斜め前へ 左腕をまっすぐ伸ばし、左腕を伸ばすと 同時に脇を開いて右腕の肘を曲げ、指先 を伸ばし右手の掌を下に向けて口の右 横に添える振りを用いている点で、他の 振付けとは異なる。

さらに、他の振付けには、歌詞に対応して「真珠」を連想させる動作(両手を貝のように開く動作や親指と人差し指で小さい丸を作る動作が用いられているが、本件振付け15はそのような動作をあえて用いていない。

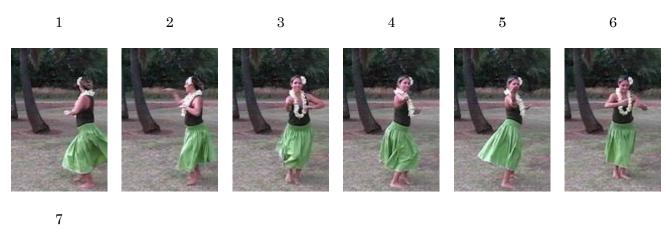
(波打たせる) させる動作は、乙32 の1及び3の振付けと同様であり、左 手の人差し指を立て口の前に添えてか ら再び左斜め前へ左腕をまっすぐ伸ば す動作は、乙32の1、4及び5の振 付けと同様である。左腕を伸ばすと同 時に脇を開いて右腕の肘を曲げ、指先 を伸ばし右手の掌を下に向けて口の右 横に添える動作は、独創性を根拠付け るほどのものではない。

1 2 3 4 5 6

7 8

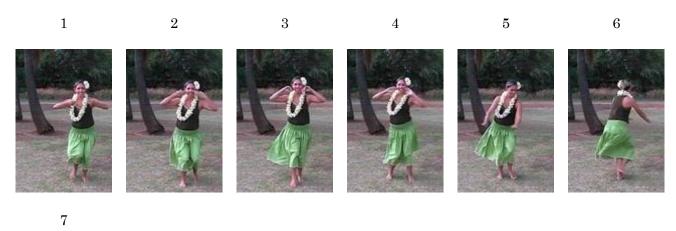
7 8

歌詞	原告の主張	被告の主張
A me ka momi a	本件振付け15は、体の向きを左右変え	体の向きを左右変えつつ動作を行うこ
ho'ohenoheno (ア	つつ、両手で腕をさするように、両手を	とは、既存のステップである。片方の
メカモミア	シェイク(上下に波打たせる)しながら、	手でもう片方の手をなで上げたり、な
ホオヘノヘノ)	右手で左上腕部、左手で右上腕部を同時	でおろす動作は、乙32の3の振付け
	になで上げたり、なでおろす動作が含ま	と同様であり、これは、愛するという
	れる点で、他の振付けとは異なる。胸の	語義を有する ho'ohenoheno と同義の
	前で両腕を交差させている時間の長さ,	aloha に対応するハンドモーションの
	その際の両腕の動かし方, 顔や体の向	微細なアレンジである。
	き、姿勢、ステップ、前後の振りの流れ	
	等が,本件振付け15と他の振付けでは	
	異なっている。	





歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani	上記4と同様	上記4と同様
ho'i e (へ ブロッ		
サム ナニ ホイ		
エ)		





歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie	上記5と同様	上記5と同様
(ホオラナ イ		
カ マリエ)		

1 2 3 4









歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

上記 16 から 19 までの振りをもう一度繰り返す。



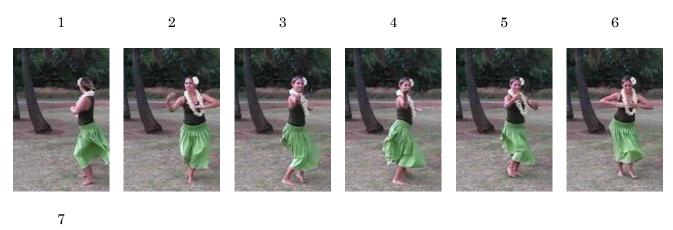
歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	上記8と同様	上記8と同様



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ha'ina mai ana ka	Ha'ina の部分で,本件振付け15は,鼻	乙33の振付けと同様であり、これは、
puana (ハイナ	の前あたりから前へ伸ばす腕と反対側	ha'ina ないし aloha に対応するハンド
マイアナカプ	の腕を、手の指を伸ばして掌を内側に向	モーションである。
アナ)	け,まっすぐ前に伸ばしている点で,他	
	の振付けと異なっている。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
I wili 'ia me ka lei	上記10と同様	上記10と同様
kaulana (イ ヴ		
ィリ イア メ		
カ レイ カウラ		
ナ)		





歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani	上記4と同様	上記4と同様
ho'i e (ヘ ブロッ		
サム ナニ ホイ		
工)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie	上記5と同様	上記5と同様
(ホオラナ イ		
カ マリエ)		

1 2 3







歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

上記23から26までの振りをもう一度繰り返す。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ka pua `ala onaona	Ka pua `ala onaona の部分で, 本件振付	体の向きを右横に向け、右腕を後方へ
(カ プア アラ	け15は、体の向きを右横に向け、右腕	まっすぐ伸ばした後、右手の指先をす
オナオナ)	を後方へまっすぐ伸ばした後, 右手の指	ぼめ上を向けながら体の向きをやや右
~後奏	先をすぼめ上を向けながら体の向きを	斜め前まで戻しつつ、体の右側を回す
	やや右斜め前まで戻しつつ、体の右側を	ように右腕を右斜め前へまっすぐ伸ば
	回すように右腕を右斜め前へまっすぐ	し(このとき左腕は,脇を開いて肘を
	伸ばし (このとき左腕は、脇を開いて肘	曲げ、左手の掌を上に向け指を伸ばし
	を曲げ、左手の掌を上に向け指を伸ばし	左胸の前に添える。),続いて,直前の

左胸の前に添える。),続いて,直前の動作と体の向き・右腕が同じ状態のまま,左手の指先を揃え下に向けた状態で,左腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし,左手で右手のすぼめた指先部分に一度触れた後,脇を開けたまま左腕の肘を曲げて,左手が鼻の前を通るように右斜め前から左斜め前に動かし,左腕を左斜め前へまっすぐ伸ばす振りを行っており,他の振付けとは異なる。

歌詞終了後の後奏の部分で,本件振付け 15は、体を正面に向け、右手の掌を下 にして指先を伸ばして右腕を右へ伸ば し, 左腕は脇を開いて肘を曲げ, 左手の 掌を下にして指先を伸ばして左胸の前 に添え、その両腕の状態のまま、両手の 掌を一度シェイク(波打たせる)した後, 左腕は同じ状態のまま、右腕の脇を開い て肘を曲げ, 右手を右胸の前に添える, そのとき胸の前で両手の掌を同時に握 りひもを結んで体の外側(左右)へ向か って一度引っ張るような動作を行い、最 後に, 左足をやや大きく一歩左斜め後ろ に引き体を左斜め前に向け, 右腕を伸ば し右手の指先を伸ばした状態で、体の右 側で右回りの大きな円を描くように右 手を動かし、その流れで右腕を真上へま っすぐ伸ばした後, 右手の掌を上に向 け,右腕を上から下ろしてやや右斜め前 動作と体の向き・右腕が同じ状態のまま,左手の指先を揃え下に向けた状態で,左腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし,左手で右手のすぼめた指先部分に一度触れた後,脇を開けたまま左腕の肘を曲げて,左手が鼻の前を通るように右斜め前から左斜め前に動かし,左腕を左斜め前へまっすぐ伸ばす動作は,乙32の3及び5の振付けと同様であり,これは,pua及びonaonaに対応するハンドモーションを組み合わせたものである。ステップは,既存のステップである。

体を正面に向け, 右手の掌を下にして 指先を伸ばして右腕を右へ伸ばし、左 腕は脇を開いて肘を曲げ, 左手の掌を 下にして指先を伸ばして左胸の前に添 え, その両腕の状態のまま, 両手の掌 を一度シェイクする(波打たせる)動 作は, 間奏に対応するハンドモーショ ンであり、ステップも典型的なもので ある。左腕は同じ状態のまま,右腕の 脇を開いて肘を曲げ、右手を右胸の前 に添える, そのとき胸の前で両手の掌 を同時に握りひもを結んで体の外側 (左右) へ向かって一度引っ張るよう な動作は、lino に対応するハンドモー ションのアレンジである。最後に,左 足をやや大きく一歩左斜め後ろに引き 体を左斜め前に向け,右腕を伸ばし右 手の指先を伸ばした状態で,体の右側 で右回りの大きな円を描くように右手

へ伸ばす振りを用いている点で,他の振	を動かし、その流れで右腕を真上へま
付けとは異なる。	っすぐ伸ばした後、右手の掌を上に向
	け,右腕を上から下ろしてやや右斜め
	前へ伸ばす動作は、ダンス等の演技の
	最後にしばしば行われる挨拶の一種で
	あり、振付けではない。仮に、振付け
	であったとしても、乙32の3の振付
	けと同様の動作である。

以上

(別紙)

本件振付け16に関する主張対比表



歌詞	原告の主張	被告の主張
前奏		



歌詞	原告の主張	被告の主張
He 'ala onaona	He'alaの部分の振付けで,本件振	(1~3)He'ala の部分の振付けで,
kūpaoa(ヘ アラ	付け16は,両手の掌を体の内側に	甲33の他の振付けはいずれも,
オナオナ クパ	向け、脇を開きやや右手を上に鼻の	本件振付け16と同様、自分の鼻
オア)	前に置き,その後両腕を右斜め前の	の前に手を置き、その後、手を斜
	方向に同時に伸ばしている点で,他	め前方に伸ばして広げる。
	の振付けとは異なる。	本件振付け16は、これを両手で
		行っているにすぎない。
		onaona の部分の振付けで,甲33
		の左下及び右下の振付けは,本件
		振付け16と同様,両手または片
		手を、息を吸い込みながら鼻先に

	もってくるところ, これは, onaona
	に対応するハンドモーションであ
	る。
	kūpaoa の部分の振付けで,甲33
	の左下及び右下の振付けとも,本
	件振付け16と同様,両手を自分
	の鼻の前に置き、その後、両手を
	広げる。

1 2 3 4 5 6













7



歌詞	原告の主張	被告の主張
e moani mai nei	本件振付け16には、上に伸ばした	(1~7)e moani mai nei の部分の振
(エ モアニ マ	両腕の肘を曲げて頭上で一度交差	付けで、甲33の左下及び右下の
イ ネイ)	させ、両腕を曲げたままの状態で、	振付けも,本件振付け16と同様,
	両手の指先を伸ばして掌を内側に	両手を頭上に挙げ、広げる。
	向け, 顔の前に持っていくという動	両腕を交差させるのは微細なアレ
	作が含まれる点で他の振付けとは	ンジであり、ターンはクォーター
	異なる。本件振付け16は、両腕を	カホロというステップにすぎな
	頭の上から同時に下ろしていく動	۱۱ _۰
	作の直前に両腕を体の正面で一度	
	交差させる動作が含まれない点, 一	
	連の動作を,体を左向きにした状態	

で開始し,大きく左右にステップを	
踏みながら体を右向きの状態にな	
るまでターンしながら行うという	
点で、他の振付けとは異なる。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kono mai ana	E kono mai ana の部分の振付けに	(1~7)e komo mai ana の部分の振付
iaʻu,e(エ コモ	ついては、本件振付け16は、左右	けで、甲33の左下及び右下の振
マイアナイ	交互に両手で招くような動作を行	付けとも、本件振付け16と同様、
ア ウ エ)	うにあたり,両手を正面に向かって	自分の方へ手招きする動作を行う
	伸ばして動作を行うという点で,他	ところ, これは, mai に対応するハ

の振付けとは異なる。本件振付け1 6は,左右ではなく前後の動きを中 心としたステップを踏み,ターンを 用いることがないという点で,他の 振付けとは異なる。

ia 'u,e の部分の振付けについては、本件振付け16は、脇を開いて両手を胸の前に添えた状態から、両腕を同時に体の正面にまっすぐ伸ばし、その後伸ばした両腕を曲げて両手を再び胸の前に添えるという動作を2回繰り返している点で、他の振付けとは異なる。

ンドモーションである。

踊り手の向きの違いに独自性はないし、動作の合間に両手を胸の前に置くというのは微細なアレンジにすぎず、ターンはカホロという既存のステップである。

(8~14)ia'ue の部分の振付けで、 甲33の左下及び右下の振付けも、本件振付け16と同様、両手を自分の胸の前にもって行き、手のひらを自分の方に向けるところ、これは、au に対応するハンドモーションである。同じ動作を複数回繰り返す点に独自性はない。

1 2 3 4 5











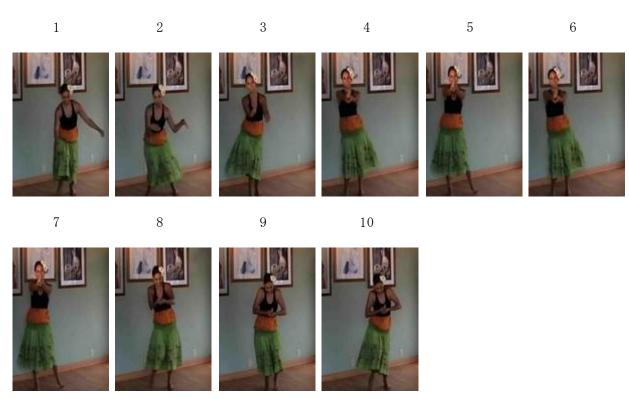


7



歌詞	原告の主張	被告の主張
'Auhea 'oe, e ku'u	'Auhea 'oe の部分で, 甲33の左下	両手を胸元で交差させた後、両腕
nani, (アウヘア	及び右下の振付けがいずれも片手	を左右斜め前方向に開くように伸
オエ エクウ	を目の上にかざして何かを探すよ	ばしていく動作は,Auhea に対応
ナニ)	うな動作を行っているのに対し,本	するハンドモーションである(乙
	件振付け16は,両手を胸元で交差	27, 28, 30)。
	させた後, 両腕を左右斜め前方向に	
	開くように伸ばしていく動作を行	
	っている。	
		e ku'u nani の部分の振付けで,
		甲33の左下及び右下の振付け

	は,本件振付け16と同様,両手
	または片手を上に挙げ, 頭から,
	体の線をなぞりながら、降ろして
	いくところ, これは, nani に対応
	するハンドモーションである。



歌詞	原告の主張	被告の主張
ku'u pua, e	本件振付け16は,両手をまっすぐ	(1~7)ku'u pua の部分の振付けで,
milika'a ai (ク	正面に伸ばしきった後, 左手を右手	甲33の他の振付けも,本件振付
ウ プア エ	の下に添えた状態で,両肘を曲げて	け16と同様,両手ないし片手で,
ミリカ ア ア	胸の前に持って来るというもので	つまむような形を作り、上に向け、
イ)	あり, 両腕をまっすぐ正面に向かっ	花のつぼみのかたちを模するとこ
	て伸ばし,正面を向いた状態のまま	ろ,これは, pua に対応するハン
	両腕を曲げてくる点で,他の振付け	ドモーションである。
	とは異なる。一連の動作をゆっくり	
	と流れるように行っている点も他	
	の振付けに見られない特徴である。	
	甲33の他の振付けはいずれも,指	(8~9)e milika'a ai の部分で,甲

をすぼめて上に向けた片手を,もう 片方の手で上から撫でるような動 作が含まれるのに対し、本件振付け 寄せる動作を行う。指をすぼめて 16は、もう片方の手を下に添える だけであり、片方の手を上から撫で | で上から撫でるような動作が含ま るような動作は含まれない。

33の他の振付けも,本件振付け 16と同様、両手を胸の前に引き 上に向けた片手を、もう片方の手 れるか否かは、微細なアレンジの 違いにすぎない。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ka pua 'Awapuhi	Ka pua の部分で、本件振付け16	(1~3)ka pua の部分の振付けで,甲
'auli'i (カプア	は,直前の動作の両手の状態(指を	33の他の振付けも、本件振付け
アワプヒ アウ	すぼめて上に向けた左手の下に,掌	16と同様、両手ないし片手で、
リイ)	を上に向けた右手を添える状態)を	つまむような形を作り,上に向け,
	維持したまま,両腕を正面に伸ばし	花のつぼみのかたちを模するとこ

つつ, 体が右斜め後ろを向くまでタ ーンするという点で,他の振付けと は異なる。

'Awapuhi の部分で,本件振付け1 6は、体を正面の向きに戻しなが ら, 左腕を曲げ, 掌を下に向けた左 し, 本件振付け16と同様, 両手 手を鼻の前を通し、掌の向きを上へ 返しながら左斜め前へ伸ばしてい | 作り、上に向け、花のつぼみのか る点で,他の振付けとは異なる。 'auli'i の部分で, 本件振付け16は, 左斜め前に伸ばした左腕を,掌を内 側に向けつつ肘を曲げて鼻の前に 寄せ, その後再び左斜め前へ伸ば 枢要部分ではない。 し, 左掌を指をすぼめて上向きにす る点で,他の振付けとは異なる。

ろ, これは, pua に対応するハンド モーションである。

(4~15)Awapuhi 'auli'i の部分 の振付けで、甲33の他の振付け ないし片手で、つまむような形を たちを模するところ,これは pua | に対応するハンドモーションであ る。

原告が指摘する差異は, 振付けの

1 2 3







歌詞	原告の主張	被告の主張
I kāhea mai ia'u,	甲33の左下及び右下の振付けが,	(1∼3)I kahea mai ia'u の部分の
(イ カヘア	いずれも左斜め前に腕を伸ばした	振付けで、甲33の右上及び右下
マイ イアウ)	後,伸ばした腕を曲げて胸の前に手	の振付けも、本件振付け16と同
	を置くという動作であるのに対し,	様、片方の手を口元に持って行き、
	本件振付け16は、左腕は脇を開	片方の手を伸ばして、「呼ぶ」とい
	き,掌を正面に向け口の左横に添	うしぐさを行う。
	え,その左手の状態のまま,右腕は	
	掌を下に向けて正面に伸ばし,右腕	
	を正面に伸ばしたまま左斜め前か	
	ら右斜め前へ,体の向きとともに動	
	かしていくという点で,他の振付け	
	とは異なる。また、甲33の右上の	
	振付けは, 右足を持ち上げつつ, 右	
	に伸ばした右腕と顔の左に添えた	
	左手を持ち上げるというものであ	
	り,これも本件振付け16と全く異	
	なる。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
e walea me 'oe,i	e walea me 'oe の部分の振付けに	(1~11)e walea me 'oe I Laila
lalia (エ ワレア	ついては、本件振付け16は、体を	の部分の振付けで、甲33の他の
メオエイ	右斜め前に向け, 左手の掌を下へ向	振付けも, 両手を体の前に伸ばす。
ライラ)	けつつ, 左腕の肘を曲げた状態のま	「体を右斜め前に向け、左手の掌
	ま左手を胸の前まで下ろし, それと	を下へ向けつつ,左腕の肘を曲げ
	同時に右斜め前に伸ばした右腕を	た状態のまま左手を胸の前まで下
	曲げて右掌を下に向けた状態で首	ろし、それと同時に右斜め前に伸
	の前辺りに置いた後, 両掌を上に向	ばした右腕を曲げて右掌を下に向
	けつつ両腕を右斜め前にまっすぐ	けた状態で首の前辺りに置いた
	伸ばしていくという点で,他の振付	後」の部分は、微細なアレンジに
	けとは異なる。	すぎない。

は、本件振付け16は、両腕を正面 ターンという既存のステップであ に伸ばし両掌を上に向けた状態のる。 まま, 両掌を4回波打たせながら, 右斜め前から左回りに450度タ ーンし, 左斜め前を向く点で, 他の 振付けとは異なる。

i lalia の部分の振付けについて 原告が指摘するターンは、スピン

1 2 3 4 5











歌詞	原告の主張	被告の主張
Pulupe i ka ua,	甲33の左下及び右下の振付け	(1~5)pulupe I ka ua の部分の振付
(プルペ イ	は、斜め上に伸ばした両腕を下ろ	けで、甲33の左下及び右下の振
カ ウア)	してくるという点においてのみ本	付けも,本件振付け16と同様,
	件振付け16と共通するものの,	両手を上に挙げて、雨が降るよう
	いずれも両手の掌を小刻みに震わ	に指先を細かく動かしながら、上
	いりれも同子の手を小列みに長む	に相元を和かく勤かしなかり、工
	せながら両腕を下ろしてくるとい	から下に降ろす動作をするとこ
	う点で、そのような動作が含まれ	ろ, これは, ua に対応するハンド
	ない本件振付け16と明らかに異	モーションである。
	なる。また、甲33の左下の振付	両手の掌を小刻みに震わせるか否
	けが左右に大きくステップを踏ん	かは、微細なアレンジにすぎない。
	でいる点、甲33の右下の振付け	原告が指摘するステップは, カオ
	がターンを用いている点において	という既存のステップである。
	も,移動の少ないステップを用い	
	ている本件振付け16と異なって	
	いる。甲33の右上の振付けには,	
	斜め上に伸ばした両腕を下ろして	
	くるという動作は含まれず、そも	

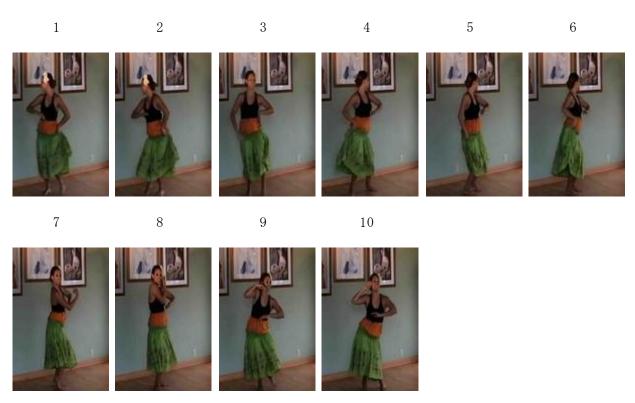
そも本件振付け16と全く異な	
る。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
le'ale'a kāua i ka	le'ale'a kāua の部分で, 本件振付け	(1~3)le'ale'a kāua の部分の振
nahele,e ($ u$	16は、体の向きを左斜め前へ向	付けで、甲33のいずれの振付け
アレア カウア	け, 右腕は肘を曲げて掌を内側に向	も,本件振付け16と同様,相手
イ カ ナヘレ	け, 右手の指先を上にして左肩に添	と抱き合うという動作を行う。
エ)	え, 左腕は, 腕を下ろした状態で肘	
	を軽く曲げ, 左掌を内に向け, 腰の	
	右側に添えるという動作を行って	
	いる点で,他の振付けとは異なる。	
	i ka nahele,eの部分で,本件振付	(4~11)I ka nahele, e の部分の振付
	け16は、体の向きを左に向け、右	けで、甲33の他の振付けも、本
	腕を体の前方で上に伸ばし、右掌を	件振付け16と同様、両手を広げ

掌を上に向けて軽く伸ばし、その両 原告が指摘するターンは、スピン 腕の状態を保ちながら右回りに3 60度ターンするというものである。 り,ターンを用いるという点で,他 の振付けとは異なり, 両腕の動かし 方等についても,他の振付けとは異 なる。

内側に向け、左腕は左斜め前に、左 片手ないし両手を上に上げる。 ターンという既存のステップであ



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua ho'i akula ka	本件振付け16は,顔と体を右斜め	(1~10)ua ho'i akula ka helena
helena (ウア	前に向け、右腕は脇を開き、肘を曲	の部分の振付けで、甲33の他の
ホイ アクラ	げ, 右掌を下に向け胸の前に添え,	振付けも,本件振付け16と同様,
カ ヘレナ)	左腕は脇を開き軽く曲げ腰の左側	片方の腕を折り曲げる。原告が指
	に添えるという動作を左右交互に	摘する部分は、振付けの枢要部分
	行う点で、他の振付けとは異なる。	ではない。
	本件振付け16は,体を左斜め前に	ka helena の部分の振付けで,甲
	向けた状態で, 左腕は肘を曲げて脇	33の他の振付けも、本件振付け
	を開き, 左掌を下に向け胸の前に添	16と同様, 掌を頬に添えている。
	え,体を正面に向け直しながら,右	
	腕は肘を曲げて脇を開き, 右掌を内	

側に向けまず左の頬に添え,その後	
に掌を外に返しながら右の頬へと	
移動させ, 右掌を外に向けた状態で	
右の頬に添える点で,他の振付けと	
は異なる。	

1 2 3 4 5



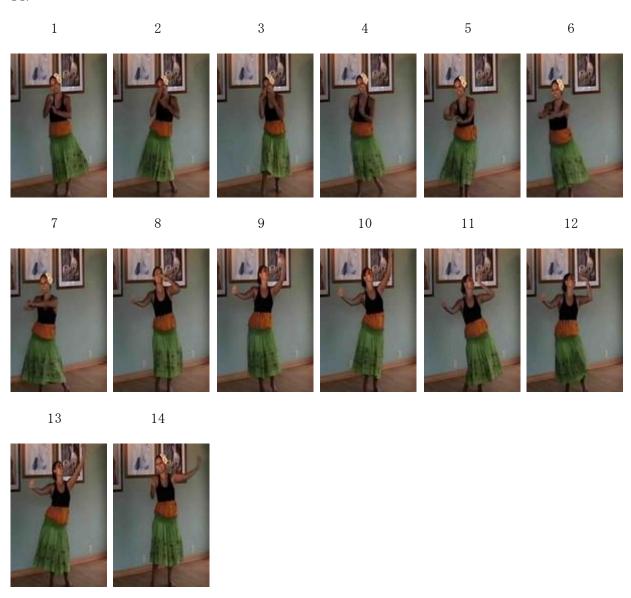








歌詞	原告の主張	被告の主張
o ka pua ho'oheno	本件振付け16は,両手の指を伸ばし	(1~5)o ka pua ho'ohenoの部
(オ カ プア	て掌を外に向け, 右手が左手よりやや	分の振付けで、甲33の他の振
ホオヘノ)	高い位置となる状態を保ちつつ, 両手	付けも、本件振付け16と同
	を左上にまっすぐ伸ばし、その後、左	様,両手ないし片手で,つまむ
	上に伸ばした両腕を, 胸の正面の位置	ような形を作り、上に向け、花
	にくるまで同時に下ろしつつ、両手の	のつぼみのかたちを模すると
	掌を返しつつ指をすぼめながら指先	ころ,これは, pua に対応する
	を上に向け, 胸の正面の位置で両腕を	ハンドモーションである。原告
	揃えて右斜め前へ伸ばす点で,他の振	は, 両手を胸の前で交差させな
	付けとは異なる。	いが,これは微細なアレンジに
		すぎない。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Māpu mau mai	本件振付け16は,両手の掌を内側	(1∼14)Māpu mau mai ke'ala anuhea
ke 'ala anuhea	に返しつつ, 右斜め前に伸ばした両	の部分の振付けで、甲33の他の
(マプ マウ	腕を引き戻し, 両手の指を伸ばして	振付けも,本件振付け16と同様,
マイケアラ	掌を内側に向け, 右手を鼻の前, 左	両手ないし片手を鼻の前に持って
アヌヘア)	手をその下に添え,その後再び両腕	行き, 香りをかぐという動作をし,

を右斜め前に伸ばしつつ, 右手の指 をすぼめながら, 指先を上に向ける 点で,他の振付けとは異なる。

本件振付け16は,左腕を顔の前に 引き寄せ, 左掌を下側に向け鼻の前 に添え, そこから左腕を左斜め上に まっすぐ伸ばし, その後左腕を顔の 前に引き寄せ, 左掌を下側に向け鼻 の前に添え、そこから再度左腕を左 │ 応するハンドモーションを用いる 斜め上にまっすぐ伸ばす点で,他の 振付けとは異なる。

その後, ゆったりと手を伸ばして, 香りが空間を漂っていることを表 す。原告は、香りをかいだり、香 りが漂っていることを表す動作を したりしているし、片手でつまむ ような形を作り, 手を上に向ける ところ, 花の香りについて歌われ ている箇所での振付けに pua に対 ことに独自性はない。



歌詞	原告の主張	被告の主張
He 'ala onaona k	上記2と同様	上記2と同様
ūpaoa (^ ア		
ラ オナオナ ク		
パオア)		

1 2 3 4

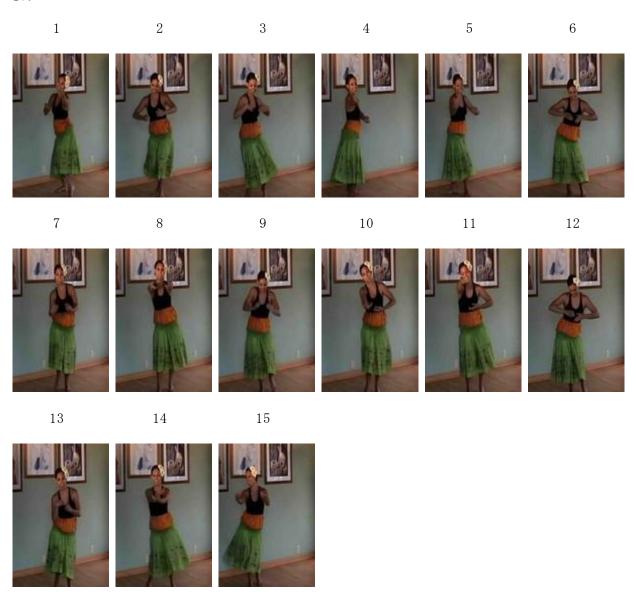








歌詞	原告の主張	被告の主張
e moani mai nei	上記3と同様	上記3と同様
(エ モアニ マ		
イ ネイ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kono mai ana	上記4と同様	上記4と同様
ia ʻu,е (エ コ		
モ マイ アナ		
イア ウ エ)		

1 2 3 4 5













歌詞	原告の主張	被告の主張
'Auhea 'oe, e ku'u	上記5と同様	上記5と同様
nani, (アウヘア		
オエ エクウ ナ		
=)		

1 2 3 4 5 6













7



歌詞	原告の主張	被告の主張
ku'u pua, e	上記6と同様	上記6と同様
milika'a ai (クウ		
プア エ ミリカ		
ア アイ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ka pua 'Awapuhi	上記7と同様	上記7と同様
'auli'i (カプア		
アワプヒ アウ		
リイ)		

1 2 3 4









歌詞	原告の主張	被告の主張
I kahea mai ia'u,	上記8と同様	上記8と同様
(イ カヘア マ		
イ イアウ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
e walea me 'oe,i	上記9と同様	上記9と同様
lalia (エ ワレア		
メオエイ		
ライラ)		

1 2 3







歌詞	原告の主張	被告の主張
Pulupe i ka ua,	上記10と同様	上記10と同様
(プルペ イ カ		
ウア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
le'ale'a kāua i ka	上記11と同様	上記11と同様
nahele,e ($ u$		
アレア カウア		
イ カ ナヘレ		
工)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua ho'i akula ka	上記12と同様	上記12と同様
helena (ウア		
ホイ アクラ カ		
ヘレナ)		

1 2 3 4









歌言	司	原告の主張	被告の主張
o ka	pua	上記13と同様	上記13と同様
ho'oheno	(オ		
カプア	ホオへ		
<i>J</i>)			



歌詞	原告の主張	被告の主張
Māpu mau mai	上記14と同様	上記14と同様
ke 'ala anuhea		
(マプ マウ マ		
イケアラア		
ヌヘア)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
Māpu mau mai	上記14と同様	上記14と同様
ke 'ala anuhea		
(マプ マウ マ		
イケアラア		
ヌヘア)		

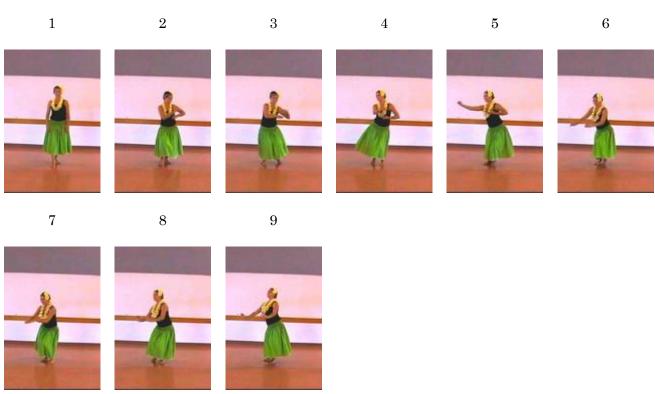


歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		

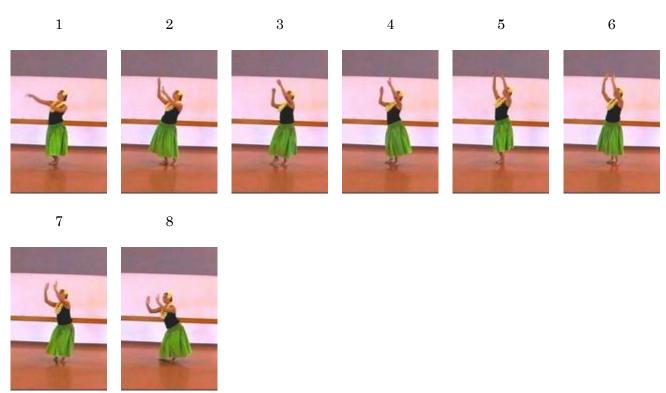
以上

(別紙)

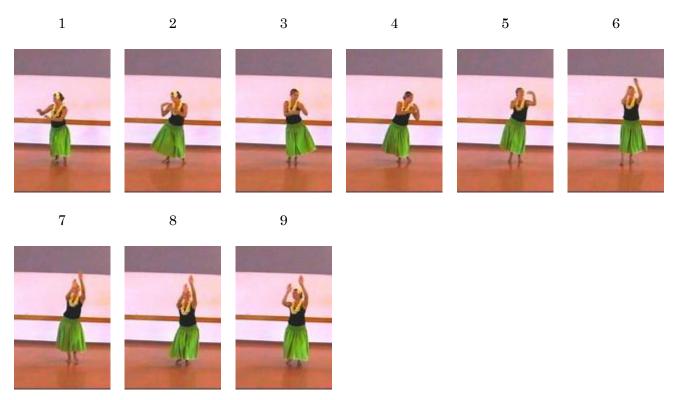
本件振付け17に関する主張対比表



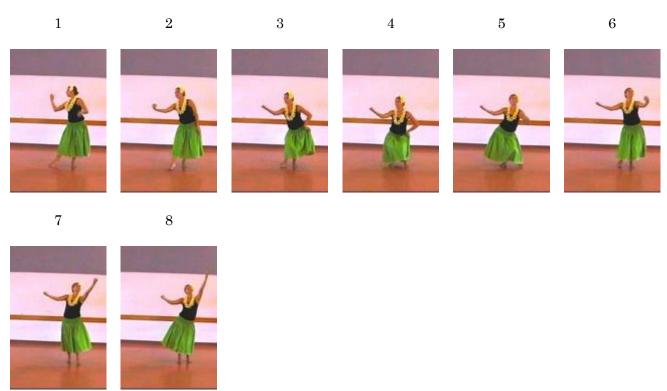
歌詞	原告の主張	被告の主張
He aloha nō ʻo	He aloha の部分で,本件振付け 1 7 は,	胸の前で手を回転させる動作は、僅か
Maunaleo (^	左腕を,掌を下に向け指先を伸ばし左胸	2秒足らずのものであり、独自性もな
アロハ ノー マ	の前に添え掌を上に返し、右腕は、掌を	い。
ウナレオ)	下に向け指先を伸ばし、左胸の前に添え	(3~6)ステップは、既存のステップであ
	た左掌の周りを一周回し、掌を上に返し	る。
	ながら体の前から回すように右方向へ	(7~9)ステップは、既存のステップであ
	肘を伸ばす動作を行っており,他の振付	る。
	けとは異なる。	



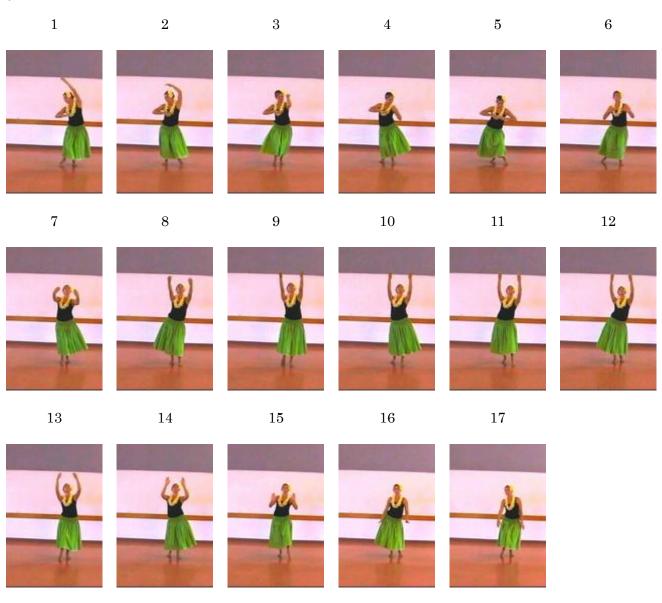
歌詞	i		原告の主張	被告の主張
I lohia	e	ke	I lohia e ke の部分で,本件振付け17	掌を握って開くという動作は、甲35
kilihuna	(1	口	は、右掌を左掌よりもやや高くかかげ、	の6の振付けと同様のものである。左
ヒアエ	ケ	キ	両手の掌を一度握りしめ再び指先を伸	右の手のいずれかをやや高く掲げる動
リフナ)			ばして開き、その後、左右の掌の位置を	作は, ua に対応するハンドモーション
			入れ替え,再び掌を握って開く動作を用	の微細なアレンジである。
			いており、他の振付けとは異なる。	(2~4)ステップは,既存のステップであ
				る。
			kilihuna の部分で、本件振付け17は、	(7~9)ステップは、既存のステップであ
			指を揃えて両掌を開き、掌を前に向け、	る。
			両腕を伸ばした後、両掌の高さを揃えて	
			掌を前に向けたまま両掌の指を細かく	
			震わせつつ, 左右の掌を同時にゆっくり	
			と胸の前まで降ろしてくる動作を用い	
			ており、他の振付けとは異なる。	



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kohu 'ahu'ao no ka	'Kohu 'ahu'ao'の部分で,本件振付け	肘を曲げて、肩の辺りに手を近づけ、
uka (コフ アフ	17は,右腕は脇を軽く閉じて肘を曲	コートを肩に掛けるような動作は、甲
アオ ノ カ ウ	げ、右手の指を揃えて伸ばし指先を体の	46の左下及び乙35の6の振付けと
カ)	方へ向けて右肩の上あたりに添え、これ	同様である。このような動作を何回繰
	と同時に, 左腕は脇を軽く閉じて肘を曲	り返しても、独自性が生じるわけでは
	げ, 左手の指を伸ばして左掌を体の方へ	ない。
	向けつつ右肩の前へ添え、続いて、右手	(1~4)ステップは,既存のステップであ
	と左手の位置を代えて左右対称の動き	る。
	を行う動作を用いており、他の振付けと	
	は異なる。	
		(5~9)ステップは、既存のステップであ
		る。



歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalani	i ka hano ē の部分で、本件振付け17	本件振付け17では、両腕を上に伸ば
kamaehu kau i ka	は、右腕を右斜め前に伸ばした状態で、	しており、乙34の2ないし5の振付
hano ē (へ カマ	左腕をゆっくり左斜め上に伸ばしてい	けと同様である。
ラニ カマエフ	く動作を用いている点で,他の振付けと	(1~4)ステップは,既存のステップであ
カウ イ カ ハ	は異なる。	る。
ノエ)		(5~6)ステップは、既存のステップであ
		る。



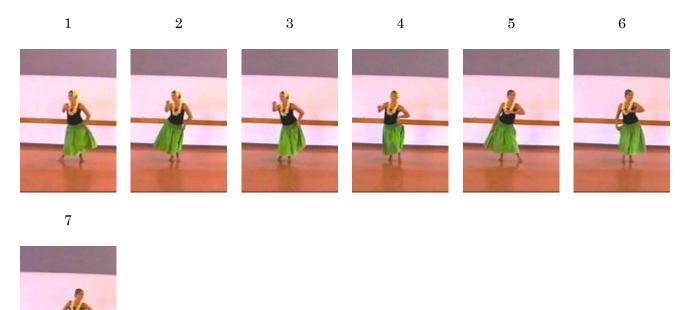
歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalei,	He kamalei, kamahiwa pā i ka lani ē	左腕を左斜め前に伸ばした状態から頭
kamahiwa pā i ka	の部分で、本件振付け17は、右掌を下	の上の方へ動かし、左手を頭の上から
lani ē ka lani ē	に向け指先を伸ばして右胸の前に水平	首の後ろ, 左肩の前を通るように降ろ
(ヘ カマレイ	に添え、その状態のまま、左腕を左斜め	していく動作は、甲46の左下の振付
カマヒヴァ パ	前に伸ばした状態から頭の上の方へ動	けと同様のものであり, これは,
イ カ ラニエ	かし, 左手を頭の上から首の後ろ, 左肩	kamalei と同音を含む lei に対応するハ
カ ラニエ)	の前を通るように降ろしていき, 左胸の	ンドモーションである。両手をゆっく
	前まで持ってきたところで、左掌を下に	り正面上まで伸ばしきるという動作

と右掌との指先をつき合わせるように これは、lani に対応するハンドモーシ 揃え、その後両手をゆっくり正面上までしょンである。 伸ばしきるという動作を用いている点 (1~8)ステップは、既存のステップであ で,他の振付けとは異なる。

向けて指を揃えて伸ばし、胸の前で左掌 は、他の振付けと同様のものであり、

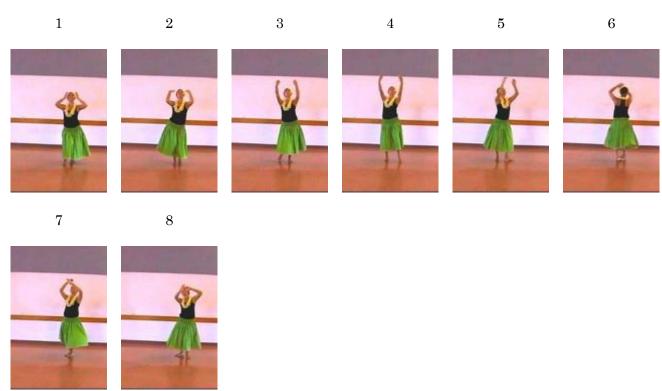
る。

(9~17)ステップは, 既存のステップであ る。

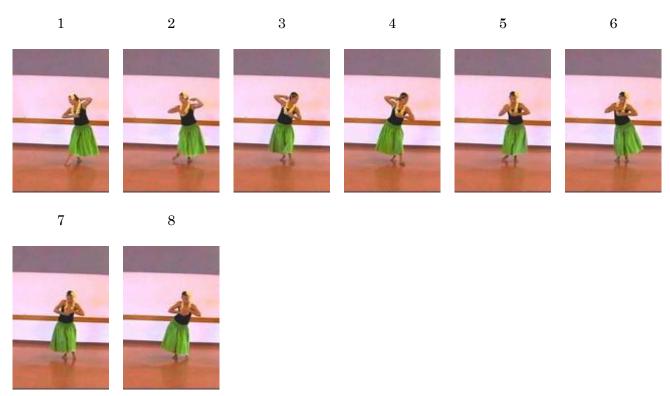


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

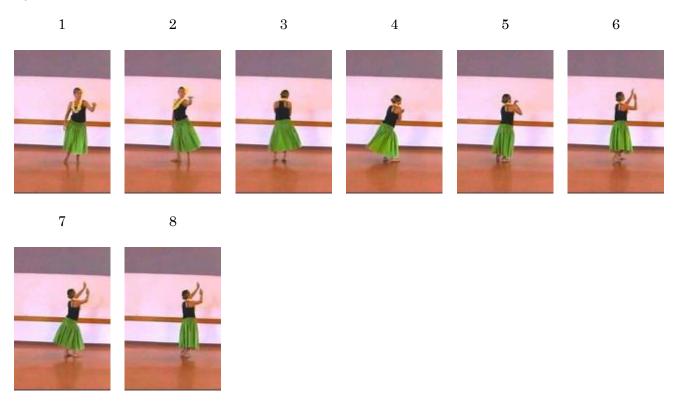
上記1から6までの振りをもう一度繰り返す。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Poʻohina i ka ʻohu	本件振付け17は,両手の指先を伸ば	顔の正面斜め上の位置で、両手の掌を
kolo (ポオヒナ	し、こめかみ横の髪の生え際に一度当て	回転させるように上下の位置を2回入
イ カ オフ コ	てから, 両掌を返して内側へ向けた状態	れ替えつつターンする動作は、甲46
ロ)	で、両腕をゆっくり上に伸ばす動作を用	の左下及び乙34の2の振付けと同様
	い,霧に覆われている様子を表すため	のものであり,ターン(5~8)も既存のス
	に、顔の正面斜め上の位置で、両手の掌	テップである。
	を回転させるように上下の位置を2回	(1~4)ステップは,既存のステップであ
	入れ替えつつターンする動作を用いて	る。
	いる点で,他の振付けとは異なる。	

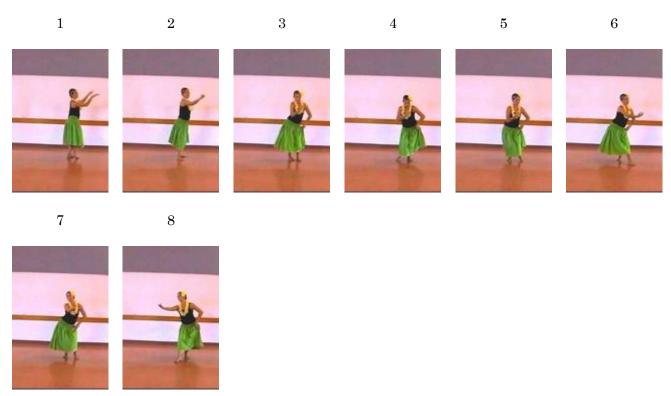


歌詞	原告の主張	被告の主張
Kahiko no ka poli	Kahiko no ka の部分で、本件振付け1	左腕の脇を開いて肘を曲げ, 左掌を体
'olu (カヒコ ノ	7は,右腕の脇を開いて肘を曲げ,右掌	の方に向け指先を伸ばした状態で首の
カ ポリ オル)	を体の方に向け指先を伸ばした状態で	後ろに添える動作は、lei に対応するハ
	右胸の前に添えつつ, 左腕の脇を開いて	ンドモーションの微細なアレンジであ
	肘を曲げ、左掌を体の方に向け指先を伸	る。
	ばした状態で首の後ろに添えた後, 左手	(1~4)ステップは,既存のステップであ
	と右手の位置を入れ替えて左右対称の	る。
	振りを行うという動作を用いている点	(5~8)ステップは、既存のステップであ
	で、他の振付けとは異なる。	る。

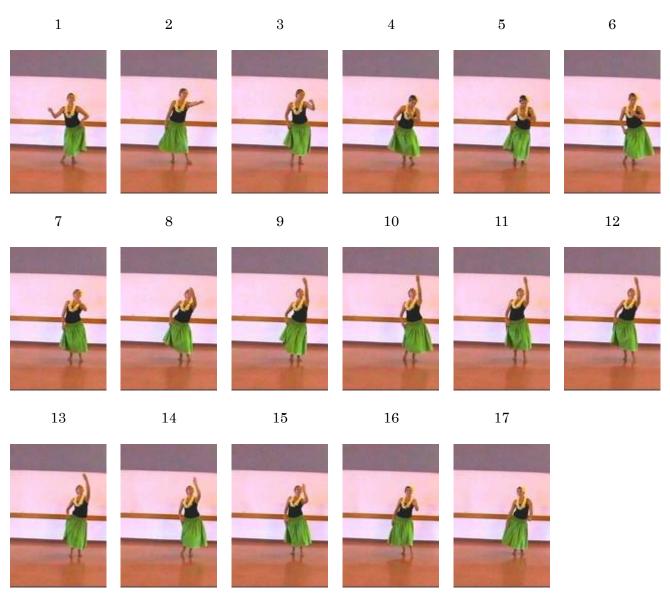


歌詞	原告の主張	被告の主張
Apo 'ia e nā	e nā kualono の部分で,本件振付け17	体が正面と反対側(左斜め後ろ側)に
kualono (アポ	は、体が正面と反対側(左斜め後ろ側)	向いた状態のまま, 両手の掌の指先を
イア エ ナー ク	に向いた状態のまま, 両手の掌の指先を	伸ばし体の前へ向け、左腕を正面斜め
アロノ)	伸ばし体の前へ向け、左腕を正面斜め上	上に伸ばし、右腕の肘を軽く曲げ、右
	に伸ばし、右腕の肘を軽く曲げ、右掌を	掌を左掌のやや下(顔の前あたり)に
	左掌のやや下(顔の前あたり)に置く動	置く動作は、甲46の他の振付け並び
	作を用いている点で,他の振付けとは異	に乙34の2及び3の振付けと同様の
	なる。	ものであり、これは、mauna に対応す
		るハンドモーションである。原告は,
		体の向きに独自性を見いだすようであ
		るが、既存のステップの組み合わせ次
		第で体の向きが変わっているにすぎな
		V'o
		(1~4)ステップは, 既存のステップであ
		る。

	(5~8)ステップは、既存のステップであ
	る。

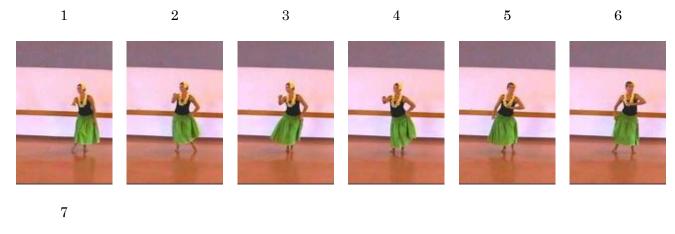


歌詞	原告の主張	被告の主張
He hiʻina, hiʻalo,	本件振付け17は、右腕を左斜め前へ伸	腕を伸ばしてからこれを曲げて胸の前
aloha ē (へ ヒイ	ばし、伸ばしきったところで物をつかみ	に抱きかかえるように持ってくる動作
ナ ヒイアロ ア	取るように一度右手のこぶしを素早く	は, 乙34の2及び乙35の8などの
ロハ エ)	握り, 右腕の肘を曲げて右掌を胸の前に	振付けと同様のものである。こぶしを
	添え, 続いて, 右掌を開いて上に向けて	握るか否かは、微細なアレンジにすぎ
	右腕を再び左斜め前に伸ばし、体の前を	ない。
	回すように右斜め前まで移動させる動	(1~4)ステップは,既存のステップであ
	作を用いている点で,他の振付けとは異	る。
	なる。	(5~8)ステップは、既存のステップであ
		る。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Hiʻipoli, hiʻilei,	本件振付け17は、左腕を左斜め前へ伸	腕を伸ばしてからこれを曲げて胸の前
hiʻilani ē hiʻilani	ばし、伸ばしきったところで物をつかみ	に抱きかかえるように持ってくる動作
ē(ヒイポイ ヒイレ	取るように一度左手のこぶしを素早く	は、乙35の8の振付けと同様であり、
イ ヒイラニ エ	握り, 左腕の肘を曲げて左掌を胸の前に	これは、lani に対応するハンドモーシ
ヒイラニ エ)	添え, 続いて, 左掌を開いて体の方へ向	ョンを片手で行うものであるところ,
	けて指先を伸ばし、左腕をまっすぐ上に	hi'ilani ē の歌詞に対応する振付けと
	伸ばし、その後、左掌を正面に返し、左	して lani に対応するハンドモーション
	腕をゆっくり降ろしていく動作を用い	を行うことは、甲46の他の振付け、

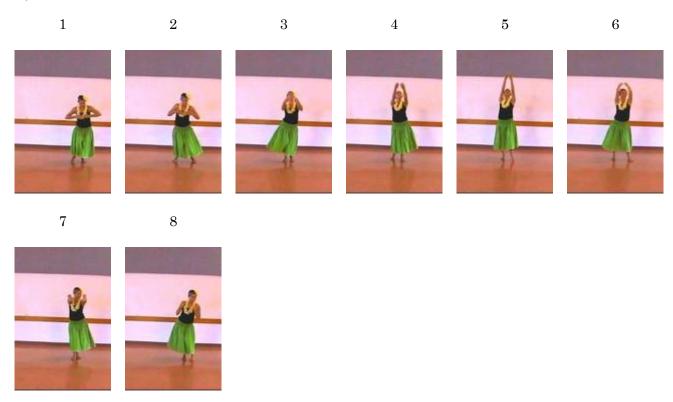
ている点で,他の振付けとは異なる。	乙34の3ないし5の振付け、乙35
	の6及び8の振付けで行われている。
	こぶしを握るか否かは、微細なアレン
	ジにすぎない。
	(1~5)ステップは, 既存のステップであ
	る。
	(6~8)ステップは, 既存のステップであ
	る。
	(9~17)ステップは、既存のステップで
	ある。



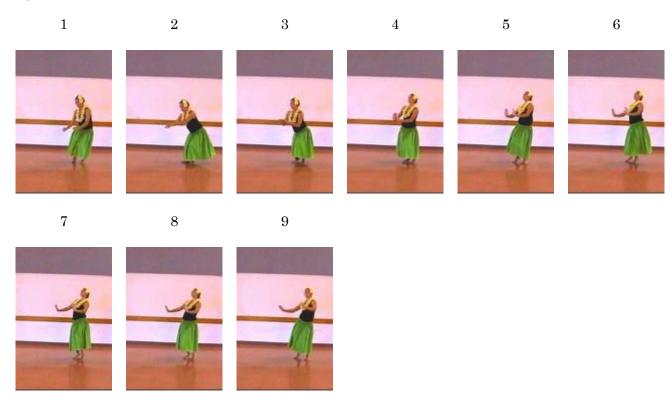


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

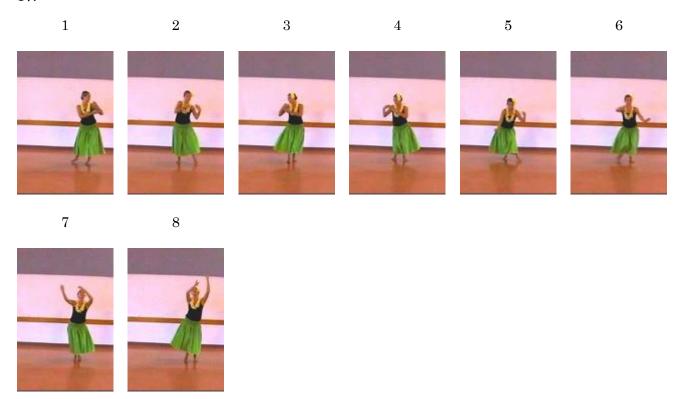
上記8から13までの振りをもう一度繰り返す。



歌詞	原告の主張	被告の主張
Eia kuʻu lei aloha	lei aloha の部分で,本件振付け17は,	正面を向いた状態で、両腕を同時に上
(エイア クウ	正面を向いた状態で, 両腕を同時に上へ	へ伸ばし、頭の後ろへ回してから、そ
レイ アロハ)	伸ばし、頭の後ろへ回してから、それぞ	れぞれ両肩の前を通して胸へまで降ろ
	れ両肩の前を通して胸へまで降ろす動	す動作は、lei に対応するハンドモーシ
	作を行っている点で,他の振付けとは異	ョンを両手で行うようにアレンジした
	なる。	ものであるところ,このようなアレン
		ジは, 乙34の4の振付け, 乙35の
		8及び11の振付けにおいても行われ
		ている。
		(1~8)ステップは、既存のステップであ
		る。

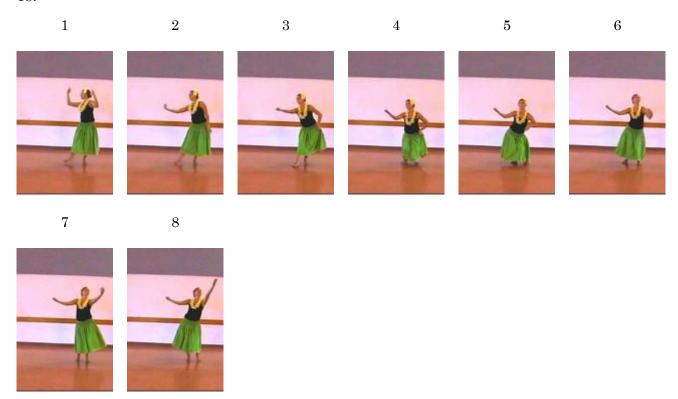


歌詞	原告の主張	被告の主張
No Maunaleo i ka	本件振付け17は、体の向きを斜め右前	両手を左右に広げる動作は、甲46の
nani (ノ マウナ	に向け, 両手を揃えたまま両腕を同時に	左下及び右下の振付け, 乙34の1及
レオイカナ	腰の前までまっすぐ伸ばし、指先を伸ば	び2の振付けと同様である。
=)	して両掌を下へ向け、続いて両腕をゆっ	(1~9)ステップは,既存のステップであ
	くり波打たせた後、両掌を同時に返して	る。
	正面へ受け、胸の前辺りで両手を左右に	
	ゆっくりと開く動作を行っている点で,	
	他の振付けとは異なる。	

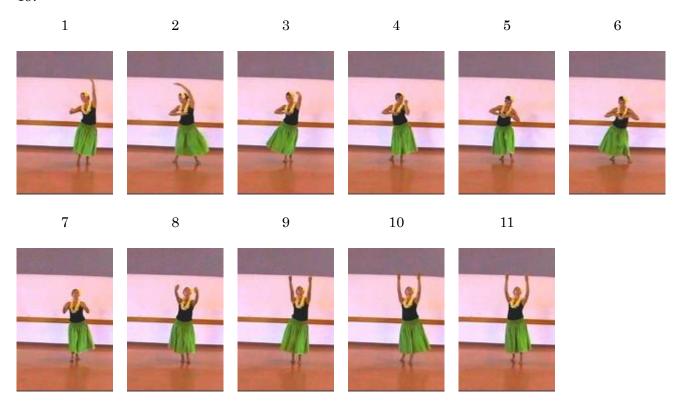


歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ohu'ohu i ka	'Ohu'ohu の部分で,本件振付け17は,	左手を左肩の上,右手を左肩の前に添
Mālie (オフオフ	左手を左肩の上,右手を左肩の前に添	え, その後, 両手を入れ替えて左右対
イ カ マリエ)	え、その後、両手を入れ替えて左右対称	称に行う動作は,lei に対応するハンド
	に行う動作を用いている点で、他の振付	モーションを両手で行うようにアレン
	けとは異なる。	ジしたものであるところ, このように
		'Ohu'ohu の歌詞に対応する振付けと
		して lei に対応するハンドモーションを
		両手で行うようにアレンジしたもの
		は、乙34の3の振付けと同様である。
	i ka Mālie の部分で, 本件振付け17は,	
	腰の高さ辺りから頭の上まで、両腕の肘	
	を軽く曲げて両掌の指先を伸ばした状	
	態で、右腕、左腕、右腕の順に下から上	
	に内回りで半円を描くように交互に揺	
	らしながら, 両腕を持ち上げていく動作	

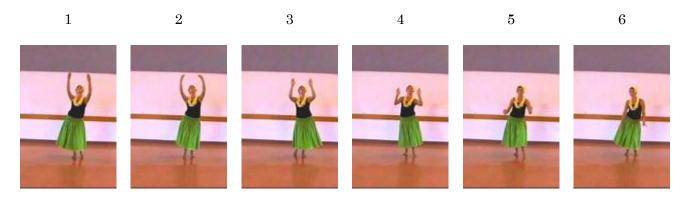
を用いている点で,他の振付けとは異な	
る。	
	(1~8)ステップは,既存のステップであ
	る。



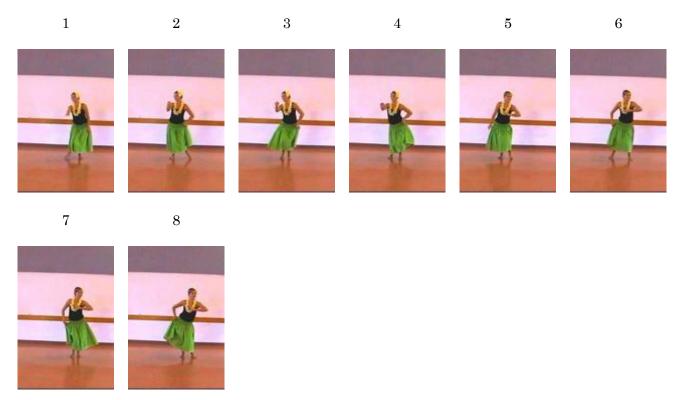
歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalani	上記4と同様	上記4と同様
kamaehu kau i ka		
hano ē (へ カマ		
ラニ カマエフ		
カウイカハ		
ノエ)		



歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalei,	上記5の一部と同様	上記5の一部と同様
kamahiwa pā i ka		
lani ē (ヘ カマ		
レイ カマヒヴァ		
パイカラニ		
工)		

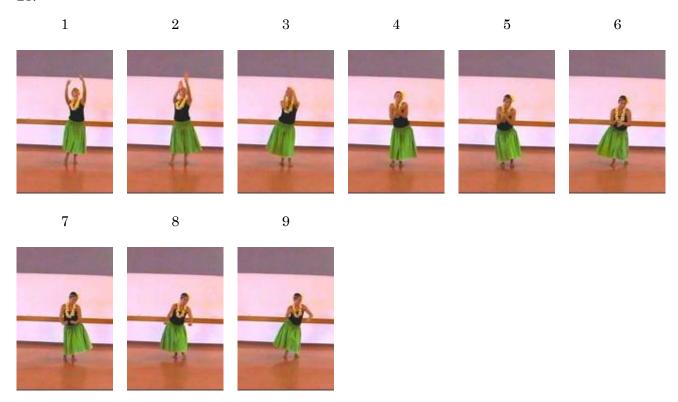


歌詞	原告の主張	被告の主張
ka lani ē(カ ラニ	上記5の一部と同様	上記5の一部と同様
工)		

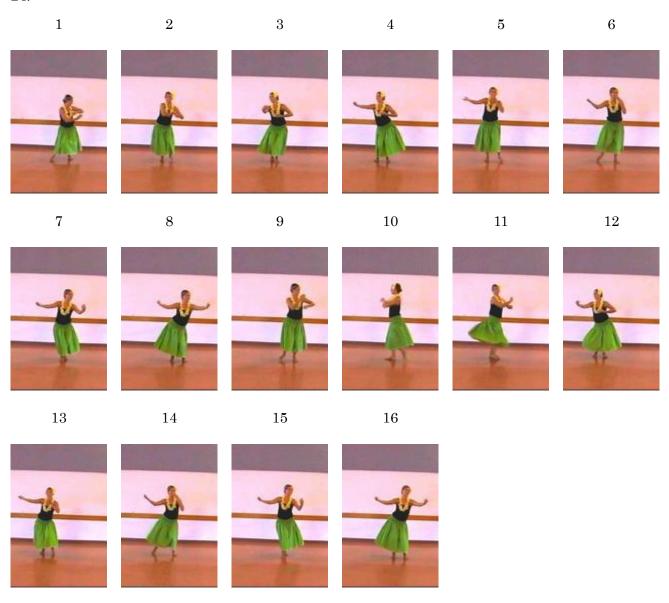


歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

上記15から19までの振りをもう一度繰り返す。

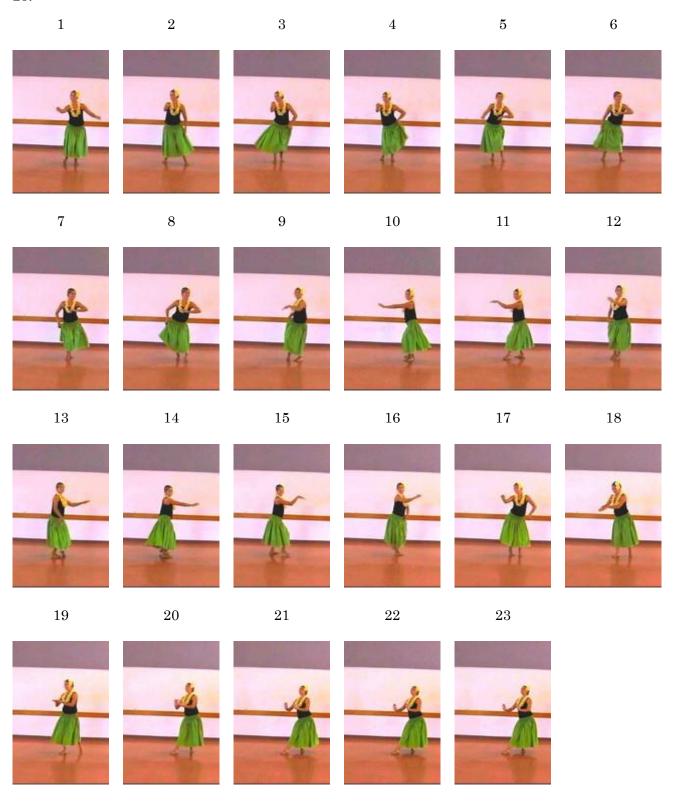


歌詞	原告の主張	被告の主張
No Maunaleo ke	本件振付け17は、両掌を正面に向けて	両掌を正面に向けて両腕を上に伸ば
aloha kū i ka laʻi ē	両腕を上に伸ばし、右掌を左掌のやや下	し、右掌を左掌のやや下に添える動作
(ノ マウナレオ	に添え,続いて,両腕の肘を同時に曲げ	は, mauna に対応するハンドモーショ
ケ アロハ クイ	て両手を胸の前で交差させ、その後、両	ンである。両腕の肘を同時に曲げて両
カライエ)	掌を下へ向け、肘を軽く曲げつつ、腰の	手を胸の前で交差させる動作は, aloha
	高さで両腕を前へ伸ばし、両手をゆっく	に対応するハンドモーションである。
	り左右に開く動作を用いているで、他の	(1~8)ステップは、既存のステップであ
	振付けとは異なる。	る。



歌詞	原告の主張	被告の主張					
Aloha ē, aloha ē	Aloha ē の部分で,本件振付け 1 7 は,	右腕を右斜め前に伸ばした状態で、左					
(アロハ エ ア	右腕を右斜め前に伸ばした状態で、左腕	腕を曲げて左手を一度口に当て,左掌					
ロハ エ)	を曲げて左手を一度口に当て,左掌を上	を上に向けた状態で左腕を左斜め前に					
	に向けた状態で左腕を左斜め前にまっ	まっすぐ伸ばしていくという動作は,					
	すぐ伸ばしていくという動作を用いて	aloha に対応するハンドモーションで					
	いる点で,他の振付けとは異なる。	ある。					
		(1~8)ステップは,既存のステップであ					
		る。					

	(9~16)ステップは, 既存のステップであ
	る。



歌詞	原告の主張	被告の主張
終奏		

(別紙)

原告が創作した振付け及び作曲した楽曲の上演・演奏状況一覧表

年	月	年月日	イベント	場所	本件振付け 6(エ・ピリ・ マイ)	本件振付け 11(レイ・ホ オヘノ)	カ・ナニ・オ・ パパコーレ ア)	15(ブロッ サム・ナニ・ ホイ・エ)	16(マプ・マ ウ・ケ・アラ)		本件振付け (本件楽曲) 1~3, 4		証拠
H26	11	H26.11.1		,	•		損害賠償	請求の対象	期間の始期	-	•		
	12	H26.12.2		福岡	0	0	0	0	0	0	0	4	Z95
		H26.12.3		佐賀	0	0	0	0	0	0	0		乙96
		H26.12.4		長崎	0	0	0	0	0	0	0		乙97
		H26.12.5		佐世保	0	0		0					乙98
H27	1	H27.1.25		北九州	0	1	0						Z99
		H27.1.26		熊本	0	0	_						Z100
		H27.1.27		宮崎	0	0							Z101
		H27.1.28		久留米	0	0					-		Z102
		H27.1.29		大分	0	0							Z103
-		H27.1.30		広島	0	0							Z104
	3	H27.2.15	コンヘ	福岡	l		0	0	0		0	19	Z133
-	<u>3</u>	H27.4.12	± 1/ -	佐世保	0	0	0	0	1	0	0	27	Z61
	5	H27.4.12		北九州	1	1	3	0	-	0			Z62
		H27.5.10	ホイケ	佐賀	0	1	0						Z63
	6	H27.6.21		大分	0	0		1	3	0			Z64
	Ŭ	H27.6.28		宮崎	0	1	0	0	0	0	•		Z65
	7	H27.7.19		長崎	0	0	1	1	1	0	0		Z66
		H27.7.20		長崎	0	2	0	2	1	0	0		Z67
	8												
	9	H27.9.6	ホイケ	福岡	1	1	0	0	0	0	0	24	Z68
		H27.9.12		熊本	2	0	0	0	0	1	0		乙69
		H27.9.13		熊本	0	0	_	-	0	1	0		乙70
	10	112711010		山陰	0	0		0					乙71
	- 11	H27.11.24		長崎	0	0			0				乙105
		H27.11.25		佐世保	0	0				0			Z106
		H27.11.26		佐賀	0	0				_			<u>Z107</u>
		H27.11.27		大分	0	0			·				Z108
		H27.11.30		山陰	0	0	_	•	·	•			Z109
	12	H27.12.1	ハーティ	岩国	0	0	0	0	0	0	0	1	Z110

H28.5.22 木イケ 福岡	2 Z111 4 Z112 2 Z113 2 Z114 2 Z115 6 Z72 4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76 4 Z77
H28.1.27 パーティ 福岡	2 Z113 2 Z114 2 Z115 6 Z72 4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
H28.1.28 パーティ 北九州 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 Z114 2 Z115 6 Z72 4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
H28.1.29 パーティ 広島	2 Z115 6 Z72 4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
2 3 3 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 Z72 4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
1	4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
1	4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
1	4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
H28.5.22 木イケ 福岡 1	4 Z73 7 Z74 8 Z75 4 Z76
H28.5.29 ホイケ 佐賀 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 Z74 8 Z75 4 Z76
H28.6.12 ホイケ 北九州 3 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0	8 Z75 4 Z76
H28.6.18 ホイケ 福山	4 Z76
7 H28.7.2 ホイケ 長崎 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
H28.7.3 ホイケ 長崎 0 1 0 2 0 1 0 2 0 1 0 2 0 1 0 2 0 1 0 2 0 1 0 2 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0	TI () / /
H28.7.10 ホイケ 大分 1 0 1 0 0 0 0 0 0 1 0 0	5 Z78
H28.7.17 ホイケ 宮崎 O O O O O O O O O	6 Z79
8	5 Z80
10 H28.10.10 ホイケ 熊本 0 1 2 0 3 1 0 2 1 H28.11.21 パーティ 大分 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
H28.11.21 パーティ 大分	6 Z81
H28.11.22 パーティ 佐賀	.6 Z82
H28.11.24 パーティ 長崎 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 乙116
H28.11.25 パーティ 佐世保 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 乙117
H28.11.28 パーティ 山陰 0 0 0 0 0 0 0 H28.11.29 パーティ 岩国 0 0 0 0 0 0 0 12 H29 1 H29.1.23 パーティ 宮崎 0 0 0 0 0 0 0	2 Z118
H28.11.29 パーティ 岩国 0 0 0 0 0 0 0 12 H29 H29.1.23 パーティ 宮崎 0 0 0 0 0 0 0	2 乙119
12	1 乙120
H29 1 H29.1.23 パーティ 宮崎 0 0 0 0 0 0 0	1 Z121
	2 Z122
H29.1.24 パーティ 久留米 0 0 0 0 0 0 0 0	1 Z123
H29.1.25 パーティ 熊本 0 0 0 0 0 0 0	2 Z124
H29.1.26 パーティ 北九州 0 0 0 0 0 0 0 0	1 Z125
H29.1.29 パーティ 広島 0 0 0 0 0 0 0	1 Z126
2 H29.2.12 コンペ 熊本 0 1 0 1 0 0	7 Z134
3	
4	
5 H29.5.14 ホイケ 佐賀 0 0 0 0 2 0	6 Z84
	0 Z85
	1 Z86
H29.6.11 ホイケ 北九州 0 0 2 0 0 0 0 0	
H29.6.18 ホイケ 大分 0 0 0 0 0 0 0	8 Z87
H29.6.25 ホイケ 長崎 0 1 0 0 3 0 0 0 0	8 <u>Z87</u> 9 <u>Z88</u> 9 <u>Z</u> 89

	7 H29.7.16		山陰	0	0	0	0	0	0	0	5	Z90
	H29.7.30	ホイケ	福岡	0	0	0	0	1	1	0	26	Z91
	8											
	9											
1	H29.10.7		広島	0	0	0	0	0	0	0	10	Z92
	H29.10.8	ホイケ	広島	0	0	0	0	0	0	0	1	Z93
	H29.10.21		熊本	0	0	1	0	0	1	0	10	Z94
	H29.10.22	ホイケ	熊本	0	3	1	0	0	1	0		Z94
	H29.10.31 H29.10.31 損害賠償請求の対象期間の終期											
損害則	損害賠償請求対象期間を通じた合計 90							732				
平原	成27年10月分	分を除いた	-合計							90	726	•